

個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しに関する検討会 第 2 回～第 6 回における主な御意見

令和 6 年 12 月 18 日
個人情報保護委員会事務局

第2回～第6回検討会における主な御意見

意見募集結果について (課徴金・団体による 被害回復制度及び差 止請求制度以外)	■ 生成AI関係の意見については、何を一番不安に思っているのかを今後より細かく分析することが重要。【新経済連盟・第2回意見】 ■ 中間整理で提案された新しい規制について、前回までは保護サイドと経済団体サイドの意見が真っ二つに分かれていたため歩み寄りが難しいかと思っていたが、意見募集結果を見て、必ずしもそんなことはないと感じた。新たな規制提案について、事業者サイドでも賛成しているところがある。他方、保護サイドでも、導入することには賛成だが、やるならこうしてほしいという意見もあった。したがって、かなりの論点において各論を詰めれば歩み寄れるのではないかと感じた。【森構成員・第2回意見】
意見募集結果について (課徴金・団体による 被害回復制度及び差 止請求制度 関連)	■ 課徴金については、事業者が心配する点、御懸念の点が分かったのはいいことだが、警戒し過ぎではないかと感じた。サイバー攻撃やランサムウェアに身代金を払った方が経済的合理性がある場合はどうかという御意見があったが、それは課徴金の対象にならないと思う。公表された脆弱性への対処が明らかになっているのに、それをしなかった場合でも指導にしかならないし、同じ脆弱性を放置して個人情報の漏えいが2回目になっても、現状では課徴金にならないと思われる。また、悪質か否かを評価するのが困難という意見があったが、そんなことはない。特に課徴金の対象になるような極めて悪質なケースは、衆目が一致するところがあり、また相対的な悪質性の比較はできるはず。【森構成員・第2回意見】 ■ 経済団体からの御意見は、どの条文について課徴金がかかるのか曖昧なために、何でもかんでもかかるのは困るということで反対していると理解。具体的にこの条文について課徴金の導入が可か否かという形で議論をしていくべき。各条文については、今までどのような事例があったのか、それらについて潜在的にこれだけ繰り返しの可能性があるため必要なのだ、という議論をするべき。【中川構成員・第2回意見】 ■ 現行法の指導・勧告・命令のみでは違反行為によって得た利得が事業者の下に残ることにより侵害を効果的に抑止できない、日本の法制度でも課徴金制度は広く採用されて実効性も期待できる、という専門家の意見に賛同。今後、課徴金制度について、各国で導入されているが、どうして日本では導入すべきではないということになるのかを御説明いただきたい。【主婦連合会・第2回意見】

今後の検討の進め方等について（全般）

- どの論点についても、何をどうということから保護するのか、共通認識を持った上でどのような対処が必要なのかを議論していくことが重要。【新経済連盟・第2回意見】
- 中間整理の「その他」で個人情報等に関する概念の整理という根幹の論点があった。その基礎的な議論から固めた上で、各論の議論をすべき。今回の事務局資料の中で、包括的な議論と各論の議論を並行して進めることが示されたが、一個一個議論を深めるための前後関係、基礎的な部分があっおのずと判断基準が明確になる又はその議論が建設的になる部分がある。その辺りの関係性や前後関係といった部分をより配慮して進めていただきたい。【若目田構成員・第2回意見】
- 個情委の個別の法執行においては、基本方針に紐付けて議論をするのは難しいかもしれないが、大きな基本方針があって、それを踏まえて執行方針などを定めて具体的な執行をしていると思われる。この基本方針に照らして全体と部分が調和しているのか、場合によっては基本方針の中身についても個情委でもう少しこういった点を書き込み、それを具体の執行や姿勢に反映していけばうまくいくのではないか。仮に課徴金制度を導入する場合についても、同じような枠付けの議論は当然にあり得る。今後の議論の中で、事務局においては、場面場面において関連する基本方針、あるいはその基本方針の下での個人情報に関連する基本原則といったものとの紐付けを示しながら議論していただきたい。逆にそれについて経済団体や消費者団体の方、我々識者と議論をしていくことがさらなる共通の認識を形成していく、近づいていくために重要である。【穴戸座長代理・第2回意見】
- データ戦略あるいはデータの利活用を全体として進めていくことと、その中でも特に重要である個人データあるいは広げて言えば個人に関する情報の保護というものの関係をどのように調整、調和させていくかが、この3年ごとに見直しでの個情法の議論、とりわけ重要な法執行手段をめぐるこの検討会の主たるアジェンダ、課徴金制度をめぐる議論において重要な論点である。この検討会の設置の目的、あるいは専門的な知見・様々な角度から議論を精力的に検討する点で、あまり議論が散漫になり過ぎてはいけない。【穴戸座長代理・第2回意見】

今後の検討の進め方等について（全般） （つづき）

- 利活用については法目的に明確に記載されたが、現状課題をどう捉えるのか、もう少し分析があってもよい。【新経済連盟・第2回意見】
- データ利活用において、プライバシー、個人情報の保護をした上で利活用が進むことに反対するものでは全くないが、その中で日本は先進国として高いプライバシー保護を持った上で進んでほしい。【主婦連合会・第2回意見】
- 消費者はどこに不安があるのかという御質問があったが、不安がきちんと説明できなければ、それは取り上げるべき不安でないということではない。消費者に分かりやすい説明、仕組み、透明性が確保されていないために、不安が高まる。分かりやすく説明していただくことによって、不安がどこにあるのか分かってくる。【主婦連合会・第2回意見】
- プライバシーが守られつつ利活用されるのが理解できるよう透明性を高めることに技術を傾けていただきたい。個別の不安を潰すことよりも、まずは透明性を高め、何が行われているのか消費者が理解できて、その上で、EUやアメリカのように個人の権利が尊重されるべき。【主婦連合会・第2回意見】
- 不安の有無よりも、その人がどう納得して、良いか悪いかを決められるという仕組みになっていれば、個人個人で考え方が違って、自分のデータに対する扱いを自律的に決められることが保証されていれば不安は解消されると思う。【主婦連合会・第2回意見】
- 経団連として個人の権利利益の保護をないがしろにすることは絶対にない。データ流通、連携・利活用を図るためにも、プライバシーとセキュリティがあって初めてトラストが確立され、フリーフローが実現すると確信。経団連が消費者の方の御意見を伺うことなく、勝手にデータ利活用を進めようとしているイメージがあるならば、全面的に否定する。【日本経済団体連合会・第2回意見】
- 個人情報法が何を保護するものか明確でないとの意見があるが、「個人情報の保護に関する基本方針」において個人情報法の基本理念に関する解釈が繰り返し示されており、また、少なくとも個人情報法が「プライバシー」を保護するものであること、個人情報法が保護するものが憲法13条の「個人の尊重」原理の実現と関連したものであることが示されていると思う。今後の議論はこの点を確認しながら進めていく必要がある。【山本構成員・第2回意見】

第2回～第6回検討会における主な御意見

今後の検討の進め方等について（全般） （つづき）	■ データ戦略全体がこうだから個人情報もこうだということはあると思うが、逆に個人情報がかうだからデータ戦略全体もこうだという方向の議論もあるだろう。個人情報データの中でも重要な位置を占めており、これは利活用側からも保護側からもそうだと思うので、両方向の議論の進め方をさせていただく必要があるのではないか。その際、個人情報に関する専門性が非常に重視されるので、その点を踏まえてここで検討し、データ戦略全体のほうに織り込んでいくという順番には全く問題ないものと理解している。【森構成員・第2回意見】 ■ 委員会と検討会のところには明確にスケジュールがあるが、その下の関係府省・ステークホルダーとの継続的な議論や、データ利活用の実態・ニーズ把握のところは線だけ引かれていて姿が分からないので、できれば10月半ばぐらいまでに何らかの形でお示しいただきたい。【日本IT団体連盟・第2回意見】 ■ ステークホルダーでの検討の場の中に消費者団体が入るのは当然であり、分からないことは相互に確認し合い明らかにしていく場が必要。【全国消費者団体連絡会・第2回意見】
今後の検討の進め方等について（特に、課徴金・団体による被害回復制度及び差止請求制度に係るもの）	■ 立法事実がどこにあるか、そもそもそれは法律改正で対応すべき課題なのかといった前提から十分に議論が尽くされていないと思う。【新経済連盟・第2回意見】 ■ 具体的な事例やそれに基づいて建設的な議論を行うことに異論はない。ただ、経済界として強調したいのは、立法事実が重要であるということ。現行の法制度で足らざるところ、課徴金がないがゆえに、エンフォースメントが十分ではない、効果がない、法目的が果たされないという点を明らかにした上で、具体の議論に入るのが本筋ではないか。まずは立法事実を明確にお示しいただきたい。【日本経済団体連合会・第2回意見】 ■ この検討会は課徴金と団体訴訟について進め、他のものについては別途議論するというのは賛成。ただ、他に作っていただく議論の場には、関係する方々が参加できるように御配慮いただきたい。検討会の進め方については、エビデンスベースできちんと議論いただけるような順番で進めていただきたい。【日本IT団体連盟・第2回意見】 ■ 今後の進め方については、課徴金と団体訴訟についてまずは検討を進めていただきたい。そのほかに重要な論点については個別の議論をしていく必要があり、その中でステークホルダーである消費者団体もしっかりと意見を述べる機会をいただきたい。【全国消費生活相談員協会・第2回意見】

**今後の検討の進め方等について（特に、課徴金・団体による被害回復制度及び差止請求制度に係るもの）
（つづき）**

- 議論を積み重ねてお互いの理解を深めていくことで、今回の見直しがよいものになるのではと感じた。率直に意見を出し合いながら、何をしていくべきかについて方向が得られる形に進めばいいと思う。【長田構成員・第2回意見】
- 経済団体からの御意見は、どの条文について課徴金がかかるのかが曖昧なために、何でもかんでもかかるのは困るということで反対していると理解。具体的にこの条文について課徴金の導入が可か否かという形で議論をしていくべき。各条文については、今までどのような事例があったのか、それらについて潜在的にこれだけ繰り返しの可能性があるため必要なのだ、という議論をするべき。【中川構成員・第2回意見】
- 課徴金を導入するにあたっては実体ルールを明確にしなければならない。経済界からは課徴金を導入するのであればこれぐらい明確でなければいけないということをお願いする必要がある。また、例外をどう定め、額（減額あるいは加算）をどのようにするかが条文ごとに違ってくると思う。それらを明らかにした上で反対なのか、賛成なのかという議論をしなければいけないので、次回以降はそうように進めていくべき。【中川構成員・第2回意見】
- 破産者の個人情報を開示している件を何とかしたいというのが一つのきっかけなのであれば、行政法の観点から見ると最初にやるべきことは課徴金ではなく、行政処分をどうやって守らせるかということ。それに対する強制執行、たとえば間接強制などの検討ではないか。それから、ウェブサイトの管理者に「あなたは個人情報保護違反の人を助けているということを分かってやっているのですね」ということを確認した上で、第三者命令をする、それに対して強制執行をかけるといった点をまず議論するのが筋。その上で、繰り返した同じことをやるのを予防するのが課徴金。命令を守らせるために課徴金をかけるという話ならば、それは本日のテーマとは違い、間接強制という強制執行の話。その辺りの整理も必要。【中川構成員・第2回意見】

今後の検討の進め方等について（特に、課徴金・団体による被害回復制度及び差止請求制度に係るもの）
（つづき）

- 課徴金・団体訴訟の二つの仕組みの前提として、より大きな話として、データ利活用のデジタル社会における意義、また、それがSociety5.0とか、社会課題の解決につながるという側面を適切に捉えた上で、しっかりとした議論が必要ではないかという大変重要な御指摘があった。これを受けて、本検討会では、個人情報保護委員会において、3年ごとに見直しの視点の充実に関する御報告をいただいていた。個人情報保護法の運用、政策について、過剰な制約は、結局、消費者、市民社会にとっても望ましくない。本来、個人情報保護法が前提に置いている、個人情報の適切かつ効果的な利活用を推進することは、個人情報の保護に関する基本方針の一丁目一番地として書かれているところであり、ある意味ではこれについての理解を深める非常に貴重な場にここになっているということでもあるだろう。さらにこの検討会、あるいは個人情報法改正の外側で大きく言えば、11月12日のデジタル行財政改革会議において、データ利活用をめぐる大きな議論をしていくという御提案があり、また、11月25日には医療分野について、規制改革推進会議の部会においてデータ利活用をめぐる議論があり、そちらにおいても、個人情報保護法との関連についても御議論があったところ。いずれにしても、11月12日のデジタル行財政改革会議においては、EU等において、個人情報保護法制と整合的な形で、医療、金融、産業等の分野でデータの利活用に関するものが進んでいる、日本においては、包括的な検討がなされていないので、検討をちゃんと進めていくべきだという御議論がなされたところ。これがしっかり進んでいくことは、私も大変歓迎しているが、他方で、ここにおいては、例えば先ほど申し上げたように、医療、金融、個人データに関わらない産業データを含めた、かなり包括的な検討を行うということになるのだろう。この場での個人情報保護法3年ごとに見直しのかかなり専門的・具体的な論点とも相互に関連するが、同時に、あれなくばこれなしという関係にもないだろう。つまりこちらが先行し過ぎて、あちらの議論を全く無視したような議論をするというのは、政府全体としておかしい話だと思うが、こちらを全く止めて、あちらの議論をするというのも、何か問題があって利活用したときに、制裁についてはどうなるのかとか、何で止まっているのかということも同時にあり得るだろう。（次頁に続く）

今後の検討の進め方
等について（特に、課
徴金・団体による被害
回復制度及び差止請
求制度に係るもの）
（つづき）

- （前頁からの続き）一方では、これまでの議論をもう一度しっかり丁寧に、まだ論点が残っている部分というのはしっかり積み重ねていくと同時に、データの利活用、あるいはデータの活用についての全体的な議論というのは、しっかりこの場で御議論いただく。例えば話が合った、サイバーセキュリティと中小企業の個人情報の安全管理措置の対応という論点は、まさにこうした議論をする中で具体的な論点として出てきて、全体にこれは跳ね返っていく話。また、消費者と企業の対話を進めるということも、本来、基本方針の精神からすれば、大事なところであったので、それが必ずしも十分でなかったということが、この場を通じてお互いによく理解され、また、個情委自身もそれについて汗をかいていかなければいけないということも、恐らく明確になってきた。やはり具体的・専門的な議論をする中で、全体に通ずる議論もあり、また、他方で、専門的な議論をする中で、全体のことを踏まえた議論をしなければいけないということであるだろうと私自身は思っており、初回に事務局長がおっしゃったが、多数決で物を決めるということはないという大前提の下で、これまで少なくともこの検討会でやるべきということで、ミッションとしていただいていた二つの論点については、議論を重ねていく。そして、本日、具体的なイメージに即して、ここはどうなのか、こうしたほうがいいのかという御議論をいただいて、さらにそこを深掘りする。もちろん課題、あるいは前提としてこの議論のやり方がどうなのかという御指摘もあるということは、私も承知しているので、それも踏まえて議論の全体をきっちり整理するということ、この検討会として進めていってはどうかと考えるので、これを構成員の皆様に御提案する。【穴戸構成員・第6回意見】

今後の検討の進め方等について（特に、課徴金・団体による被害回復制度及び差止請求制度に係るもの）
（つづき）

- 経団連としても、全体を俯瞰したうえで個別の政策の在り方に関する議論を深めていくことについては、全く異論のないところ。経団連として「データの保護をないがしろにしてよい」という考えは全くない。第1回検討会でも申し上げたが、セキュリティ、プライバシー、データフリーフローの三角形がトラストの上に築かれることで、DFFTが実現すると考えている。Society 5.0 for SDGsを実現するためには、データやAI等の最先端技術をいかに活用するかが重要であるということが申し上げてきたメッセージ。この点については、俯瞰的な議論をしていただきたい。私どももデジタル行財政改革会議において、全体的な議論が開始されたことを非常に歓迎している。官邸でも関係府省の皆様が連携されていると思うが、こうした全体的な議論を踏まえて、個人情報保護法制に係る個別の課題を議論・検討していただきたい。宍戸座長代理曰く「こちら立てばあちら立たず」という関係でもないのでは」とのことだが、やはり議論は常に連動するものであるため、課徴金や団体訴訟といった規制強化の規律に関する議論だけが先行し、現段階で結論が先に出てしまうことは、時期尚早ではないかと考える。この辺りは宍戸座長代理と考え方が若干異なるかもしれない。本日は各論についてテクニカルな議論や質疑応答があった。経団連はこれまで課徴金や団体訴訟の導入如何について大枠の意見を申し上げ、制度設計の各論に対して具体的な意見を申し上げていないが、ここで議論されている詳細な内容について、経団連が賛成していると解釈されることのないようお願いしたい。私は個人的な意見を申し上げているわけではなく、1,700もの経団連会員企業・団体の意見を申し上げている。会員の中には、本件について異論を持つ企業がいることも重々承知している。ただ、やはり心配・懸念を持つ企業が少なからずいることも偽らざる事実。そうしたところを踏まえて、私たちは意見を申し上げる立場にある。

【日本経済団体連合会・第6回意見】

監視・監督活動及び 漏えい等報告について

- 漏えい等報告をどう活用するのかについて、いくつかのフェーズがあるということで理解したが、事業者からするとその効果が見えないというのが一番大きいと思う。ある企業で問題が起きたときに、幹部がいろいろ聞き出して現場の対応ができないということがあった。それに近いことが企業との間で起きている。そういうつもりはないとの話だったが、我々が企業にヒアリングをしている限り、実態は異なる。【新経済連盟・第2回意見】
- 法26条1項（報告）は、同条2項および法3条とセットで解釈されるべき。法26条2項は、個人（消費者）の権利利益の実効的保障と関連したものとする。そうであるならば、漏えい等報告を議論する場合は、2項（本人通知）をどのように考えるのかもあわせて議論する必要がある。【山本構成員・第2回意見】
- 事案に関して、適切な安全管理がなされていたのか、あるいは悪質な対応であったのかについて評価する立場にないが、IT業界を担っている皆様方どういう御苦労があるのか教えていただく機会があれば、ぜひ教えていただきたい。【全国消費生活相談員協会・第2回意見】
- 安全・安心な環境であるかというのは、消費者は分からないことが多いので、企業がどのように取り組んでいるのか、適切な事業を営んでいる企業の水準に比してどうなのか、自分の個人情報がどのように利用されているのかを知りたい。透明性の確保や開示、利用停止、削除を実効性のあるものにしてほしい。【全国消費生活相談員協会・第2回意見】
- 企業が尽力していても苦渋の決断をしなければならない場面や、適切な備えをしても大変困難な状況に陥る可能性がある。それでも、都度バージョンアップを図っているという取組について知りたい。個人情報を提供する消費者は、企業が危機に対してどのように備えているのかを教えていただかなければ議論はできない。同時に、十分な備えをしていないケースもあると認識している。【全国消費生活相談員協会・第2回意見】
- 色々な方の御意見があり、グラデーションの幅が非常に大きいと感じた。実態に対する御理解や法律に対する御理解が様々なので、何が正しいというよりも、その方々がこうだと思っていることに関して申し立てているのだろう。ただ、その部分の差分をより実態に合わせて近づけていかなければ議論が進まないと思う。特にサイバーセキュリティに関しては、消費者の方々を含めて今の実態を御理解いただくことは非常に重要だと思っている。【日本IT団体連盟・第2回意見】

総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）における受付状況等について

- 不正取得の苦情件数は意外と少ないと感じた。【新経済連盟・第3回意見】
- この手の情報はPDCAをどう回すかというのがとても重要であり、ある種宝の山。あっせんして企業につないだ案件が、本来はそもそも企業に直接やってもらってもよかったケースなのか、そうではなく本当に企業に言っても対応しないので来たものかという分類だとか、またあっせんして即応されたもの、されなかったものとか、もしくは苦情主の事実の誤認や、説明によって解決したもの、悪質なので監督の方にトスアップしたものなど、そういったものの分析について、ある程度定量的なものとか、類型化、詳細化を含めて、検討いただきたい。そういった情報は議論の素材として貴重。【若目田構成員・第3回意見】
- 寄せられた相談について、データを消してくれとは言わないが、企業側・事業者側に一定の理があるものに関しては何らかの分類をしていただくか、苦情以外の分類にさせていただき、あるいは結果などを少し明示していただいて、適正な処理が直ちにされているものがこれだけあるというようなことを統計的に示していただけるとありがたい。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 消費者が法令を理解せずに相談していて、適法にちゃんと権限があってデータを保有していたり、あるいはほかの法令で保持が義務づけられていたりすることはあるのだろうが、他方で、消費者がどのような受け止め方をしているのか、消費者の主観でどう感じているかということは、それは記録上意味のあることではないか。さらに法制度に対するインプリケーションにもなり得ることなので、理があるかどうかということよりも、消費者の言い方をベースに記録していいのではないか。【森構成員・第3回意見】
- 実際に被害に遭われた方は、自分の名前や個人情報が使われ続けることが最大の懸念。名簿事業者に対する対応の中で、きちんとした追跡調査というのができて、そこを止めることができるようなことも考えていかないと、幾ら経っても一度漏れてしまったものが止まらないというようなことにつながりかねない。【日本IT団体連盟・第3回意見】

■ 課徴金制度

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (全般)

- 経済団体としても個人情報保護法がしっかりして、皆さんにとって安心ができて、データの利用ができるという姿が望ましいと思っている、そこを目指すべきだと思っており、であればこそ、ちゃんと丁寧に議論をしていただきたい。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 守るべきものが何かというのが重要だと思っている。制度だけつくって仕組みが守られるわけではないし、課徴金があるから防止に本当に結びつくかどうかさえ今のところ分からない。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 事例の紹介と現行法の限界と今後の検討の方向性という形でまとめてあるが、事例の紹介から現行法の限界の理由付けが一足飛びになっており、その分析がまだまだ。そこがきっちりしないと、全体の執行という全体像の中で何が課題になっていて、何を目的に何をしようとしていてどんな効果が見込めるのかという道筋が見えない。そのような中で、いきなり具体的に法律にした場合にはこういうことですよという各論に入ってしまうとおかしなことになってしまう。【新経済連盟・第3回意見】
- 制度を入れてやったつもりになるより、きっちりできることをやってその効果を確認して、それを制度化していただきたい。慎重に立法事実と中身の分析を重ねていただきたい。そこをないがしろにしてつくった制度というのは、結局空振りするだろう。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 具体的な事案の説明から入ったことで、悪質なもののイメージができた。ランサムウェアに感染した、というようなものは対象とならない。これらの類型を見るとやり得があるということが分かる。また、刑事告発や罰金で対応できるのではという話があったが、もちろん罰金は刑罰であり、課徴金と目的が異なり、不当な利得を奪還するためのものではなく、また立件されるかどうか分からないもの。悪質な事案は何なのか、やり得とはどういうものなのかということは、今回の資料においてきちんと説明いただけたと思う。【森構成員・第3回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(全般) (つづき)**

- 企業として心配があるのは理解。デジタル社会は、現在進行形で進展しており、企業、消費者、両方の立場にとって先が分からず、同様の思いがあると思う。漠然と不安を持つよりも、どのようなケースが課徴金の対象となるのかなど、現時点で予測可能な範囲で、各分野の御専門の方々の英知により具体的な課題について検討していただくことで理解しやすいものになってくるのではないかと考えている。どこまですれば適切か、具体的に検討していただくことが今求められていることだと思っている。こうした方向で今後の議論を進めていただきたい。【全国消費生活相談員協会・第3回意見】
- 著しい違反行為が行われても個人情報保護法には違反行為者が得た不当利得を吐き出させる仕組みがないため、現状、違反行為を行った事業者のやり得状態となっている。この現状は課徴金制度導入の立法事実といえると思う。悪質な違法行為から得た利益を剥奪できる課徴金制度の導入は、法令を遵守する事業者にとっても望ましいことではないか。意図的に悪質な違反行為を行うような事業者には課徴金を課すことが、なぜ一般の事業者を萎縮させる制度（経済団体の御意見）と捉えられるのか理解できない。課徴金制度の導入は個人に深刻な被害を与える悪質な違反行為の防止にも役立つ。詳細な要件設定など、具体的な議論が今後深まることを望む。【主婦連合会・第3回意見】
- フィッシングメールやSNSでの不必要な広告により、誠実に事業を行っている事業者の情報になかなかたどり着くことができない。あるいはたどり着く前に悪質事業者からの情報に引っかかってしまうということは、消費者にとっても誠実に事業を行っている事業者にとっても不利益を被ることではないか。甚大な萎縮効果という表現について、そういう萎縮効果と捉えずに、悪質事業者に対する抑止効果と考えれば、課徴金や差止請求の導入ということは消費者や事業者双方にとって必要なものではないか。【全国消費者団体連絡会・第3回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(全般) (つづき)**

- 悪質な事案そのものに対する執行強化、適切な対応を執ることに経団連として全く異論がないどころか、むしろしっかり執行すべきと考えている。ただし、その手段として課徴金でなければ駄目なのか、さらに課徴金が有効で、かつ、制度導入によって起こり得るデメリットを上回るだけのメリットがあることが示されているかは、別の問題。記載された事案等について、課徴金で対応することが適切か否か、本当に実効性があるか否か、疑問なしとしない。課徴金が唯一絶対無二の選択肢か否か、一步下がって考える必要。いたずらに二項対立を招けば感情的な議論に陥りかねない。【日本経済団体連合会・第4回意見】
- 何かグレーなところで悩み、自分たちの行動が萎縮してしまうようなことは、業界団体や、個人情報委も含めて様々な立場、我々のような消費者も含めてルール形成をしていくという努力さえすれば、それは全然問題なく進めていけるのではないかとすら思ってしまうぐらい、経済団体はとても心配しているが、むしろ悪質な事業者を排除していくということからは、とても大切な仕組み。【長田構成員・第4回意見】
- システム上、セキュリティが高いレベルできちんとしていても、これまでの事案の状況を見ると、人為的ミスであったり、研修の不足であったり、個人情報に対する理解不足であったり、故意に行うような人の問題があったり、そういったところから、消費者に様々な不利益がある。そうしたときに、消費者から見ると、直接的な金銭的被害の額が自身でも算定できないし、証明することもできないことがとても多い。今後どうしたらいいのか、私にどういう問題が降りかかってくるのか、というようなことは相談として非常に多く寄せられている。それはその企業に対しての信頼低下にほかならない。課徴金制度において、消費者に直接金銭的な被害回復のためにお金を返すということは、個人情報法に関しては難しいのではないと思うが、それでも損害賠償してほしいとか、慰謝料がほしいとか、そういう気持ちは非常に大きくあり、同種のことを行わせてはいけないということを社会に対してきちんとアピールするためにも、必要な制度であると思う。【全国消費生活相談員協会・第5回意見】

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (全般) (つづき)

- これまで様々な議論があったが、具体的にそれぞれの論点で議論されたことをモジュールとして集めていくと、我々は個人情報保護法における課徴金制度をどのようにイメージしているのだろうか、そして、それに対して、ここはモジュールを変えたほうがいいのではないかと、これだと反対である、立法事実がある、ないとかという議論の段階にそろそろ進むべきではないか。そのモジュールとして、個人情報保護法においてこの制度を導入する場合、幾つかの段階があると思う。まず、第1のレイヤーとして、基本としては違法行為に対する制裁の抑止という手段の課徴金制度、それが個人情報保護法における違反行為に対する制裁として必要かつ合理的なものか、そうでないかというのがもとの議論の出発点。第2のレイヤーとして、何が違反行為かということが問題。経済法の分野では経済活動が多種多様であり、それに対する違反も多種多様であることから、いわば経済的利得を目的とした違反行為というところで、その目的で違反行為を絞る、それが課徴金制度の経済法分野における要は本質の部分になるのだろう。それに対して、個人情報保護法上は個人情報取扱事業者に幾つかの個人情報、個人データについての義務を具体的に課しているので、個情法上の義務に違反する行為ということで考える上では、経済的な利得云々とか悪質性は必ずしも必須の要件ではない。むしろ制度をうまくつくるために、いわば限定的に入れる項目だと考えればいいのだろう。その際に特に注意すべきは、経済団体からもかねて指摘があったように、適正なデータ利活用への影響が不当に及ばないように制度をしっかりとつづいていくことが個情法の課徴金制度において重要である。そういった観点から絞りをかけていくときに、既に事務局から御提案があったように、具体的に問題となる課徴金の対象となる違反行為の類型を非常に限定的に考えていくということをする、また、悪質性といったことを、それなりに悪質と考えるかという話もあるが絞っていく。また、経済的利得が発生する場合に、それに絞ることが合理的だろうという議論を今我々はしてきているのだろう。本来的に言えば、経済的利得に着目しないで個人情報保護法の法目的からすれば、個人の利益、とりわけ個人の人格的利益にとってリスクが大きい違反行為については課徴金を課し、そうでない場合には課さないといったつくり方もあるにはあるはず。多分それではデータ利活用による個人へのリスクが類型化されておらず、よく分からないところがあり、経済活動の萎縮といったようなものも大きいと考えたときに、経済的利得というところを、本質というよりは一つのメルクマールとして範囲を限定するという議論を我々はしているのではないか。それは制度設計として十分合理性があるものではないか。第3のレイヤーとして、具体的に上がってきている類型として、違法な第三者提供等の類型と漏えい等の類型と二つがある。(次頁に続く。)

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(全般) (つづき)

- (前頁からの続き) それと、返金などの、要するに課徴金を課さない消極要件や、あるいは課徴金を課すにしても減額するという要素の関係は、その二つそれぞれについて分析して一つのイメージとして事務局において整理していただき、議論をするということになると思う。それについて私の考え方を申し上げれば、第一に違法な第三者提供等の類型については、それによって個人の権利利益の侵害、あるいはそのおそれが発生した場合には、それを回復するというのは本来損害賠償ではなく原状回復であり、要するに提供先に行ってデータを消去してくださいというのが本来の筋である。それは現実には難しいということになるので、実際にそういうことを要求しても不可能なので、抑止行為として課徴金ならどうかという議論になっているのだろうと思う。また、漏えいがあった場合に、今後はしっかりとしたガバナンスを取ります、安全管理措置をしっかりとやりますというのは、別にそれは課徴金の話というよりは、要するに個人情報保護委員会が既存の改善命令を出して対処すべき話であり、逆に言えば、そのこと自体が、当然に課徴金命令を出さないとか、課徴金を減額するという要素にはならないのだろうと思う。本人に実体的な被害が発生し、それを賠償とか、補填を事業者の方がやるのは、多分これはものすごいコストがかかることで、そこまでしっかりやっているのであれば課徴金を課さない、例えばそういったことはあり得る。最後に第4のレイヤーとして、ここまで考えた上で、しかし、本来の個人情報法が目指すものとして、個人情報取扱事業者の方々に実効的なデータガバナンスをやってもらう、そして、適正なデータ利活用を進めてもらうというトラストをつくってもらうという観点から見たときに、さらに追加的な要素として、課徴金制度の設計に当たって考慮すべき要素、例えば減額であるとか、課徴金命令を出さない消極要件としてこういった論点を入れたらいいのではないかという議論は、別途政策的に当然あるところ。先ほど返金の話も本質論というよりは今のような観点で入れる・入れないという議論はあると思う。自分の考えを中川構成員が挙げた論点を縦に整理する形で申し上げたが、こういったイメージを少しつくった上で、それでいいとか悪いとか、反対だとか、立法事実がある・ないとか、そういった議論をそろそろして、この検討会の検討が深化できるとよいのではないかと。【穴戸構成員・第5回】

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (全般) (つづき)

- 結局、海外でも入っているから、新しい武器を入れましょうということで、それが先にあって、必要性の議論は置いていかれている印象。今までの制度の中で、執行を通じて抑止効果が弱いのではないかと思います。根本的で本質的なところ、土台があまりはっきりしない状態で取りあえず入れたらどうかという感じになってしまっているの、そこをもう少し明らかにしないと、話が進んでいかないうような気がする。そもそも課徴金による適切な規制、何をターゲットにして、どういう抑止効果を望むのかということについて、まだはっきりしていないので、周りばかりの話をされていて、本質がまだはっきりしない。【新経済連盟・第6回意見】
- 必要性の議論がなく、制度の導入ありきという話があったが、必要性について、ここまでかなり議論してきたのではないかと考えており、どうしてそれが伝わらないのか。具体的に言うと、現在の法執行メニューの指導・勧告・命令について、命令に違反したら罰金だが、これらはただ違法行為をやめなさいといひ続けるだけ。やめたら終わりという法執行。その結果、何が起ころかという、違法行為はやめたが、やめたからといって何も起ころない。制裁がないということが起ころ。それでは罰金はどうかということだが、刑事告発したが、司法によってスルーされている。非常に悪質なケースについて、個人情報保護委員会から適切に刑事告発をしているが、スルーされてしまう。いずれにしても、そうやってやめなさいといひ続けるしかなく、なっている。その結果、違法行為を抑止できない悪質な事業者に対して抑止が働かない。そのために抑止の提案として課徴金が提案されている。それが必要性の本質的な部分。【森構成員・第6回意見】
- 前提として、もちろんデータの利活用は大切。利活用していくためには、きちんと保護をされていることがあり、我々のデータを悪意ある利活用というか、その人たちのためだけに利活用するような、そういう人たちが我々のデータの世界から排除されていることも全体的に必要。利活用を進めたいと思うのであれば、どういうデータをどういうふうに使って、誰のために使っていくのか、明確に丁寧に常に説明をするような事業者が、利活用して下さることをユーザー側は強く望んでいる。そうではない悪意ある人たちの行為に対しては、厳しい課徴金などの様々なツールを使って、まず退場して貰って、二度と同じようなことはさせないという決意が必要。【長田構成員・第6回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
（課徴金制度）
（現行個人情報保護法上の監督規定との関係）**

- 経済的誘引が大きい場合に課徴金を課すことで効果を上げられるものは何かという点について、仮に今後課徴金を入れるとしてもその範囲を考えなくてはならないが、我々が心配しているのは、現状の説明内容が広く漠然としていて、萎縮効果があるのではないかという点。それを一つ一つ確認していくためにも、ちゃんとイメージを描いて、ここに限界があるから、こういう対処をすると効果的だということを理解しながら次のステップに進んでいきたい。そこをもう少し全体像と具体的なものについて、今までの執行の事例に当てはめて確認をしていったほうが、話が前に進むのではないか。【新経済連盟・第3回意見】
- 現行法上の監督規定について、全体像がもう少し、どういうところにどういうものが多い、こういうことが課題になっている、ここをもう少し効果的にやる必要があるといった点や、それぞれのレベルでどういう類型が問題になっているのかということが分かると良い。【新経済連盟・第3回意見】
- 緊急命令という使われていない武器が今もあるということが分かった。【新経済連盟・第3回意見】
- （再掲）刑事告発や罰金で対応できるのではという話があったが、もちろん罰金は刑罰であり、課徴金と目的が異なり、不当な利得を奪還するためのものではなく、また立件されるかどうか分からないもの。【森構成員・第3回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
（課徴金制度）
（現行個人情報保護法上の監督規定との関係）（つづき）**

- 既存ツール（国内・国外への勧告命令）を使い切る必要があるのではないかという議論もあったのではないと思うが、独禁法の課徴金、それから、景表法の課徴金、両方とも立法改正のときに関わったが、どちらでも措置命令が使い切られている必要があるという議論をした記憶がない。措置命令と課徴金は、非金銭的と金銭的というところでパワーが違う。そういった意味で別の手段であり、措置命令が課徴金の既存のツールになるかという、業務改善命令の部分で多少重なる部分がある程度という関係。したがって、措置命令が十分使われているか、いないかということが課徴金の導入に関係してくるかという、そこは違うのではないか。措置命令を使い尽くしても課徴金の代わりになるわけではない。課徴金の議論の際に、勧告・命令がたくさんあったということは、結局それだけ違反がたくさんあったということの証拠以上のものではない。また、措置命令の背後に行政指導も多くあり、要するに背後に隠れた違反がある。日本では正式な命令まで行くことはかなり少ないと思われるところ、勧告・命令等の件数を示す資料は、違反がどれだけあるかという資料にはなっても、課徴金が要らないという資料にはならない。どのように措置命令を使うかということと、抑止のために課徴金が必要かというのは次元の違う話なので、関連させる必要がない。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】
- 課徴金を課す前に、そもそも適切に使われていない個人情報、事業を止めるということが先決。そのために現行制度に足りない部分がないのかということと、そのために必要であれば、個人情報保護委員会の権能をどのように拡張すればいいのかということと、まずもってきちんと事例の分析をベースに検討いただくというのが手順としては最初。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 資料3の9頁目の記述は全ての経済事犯に当てはまるような説明しかされていない。個人情報保護法において何が特徴的なのか、特に直罰規定による対応のところとかは全くほかの法律に置き換えてもよい。個人情報保護法について、なぜこの説明をここでするのかということが全く書かれていない、説明が十分されていない。【日本IT団体連盟・第3回意見】

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について （課徴金制度） （現行個人情報保護法上の監督規定との関係）（つづき）	■ 個人情報保護法と課徴金はとても親和的。まず、パーソナルデータをきちんと管理するとお金がかかるため、きちんと管理しない、あるいはうっかりして管理していなかったということになると、安いコストで儲かるという経済的誘因を伴った違反誘引が高いといえる。それから被害回復が非常に困難。一度流出すると元に戻ることはないという意味で、抑止をすることが非常に重要で、事後的な措置では十分ではない。さらに、将来の違反抑止として非金銭的な業務改善命令だけで本当にそれが効くのであれば課徴金は不要になるが、様々な意味で、経験的には改善命令はあまり効果がない。ある会社が改善命令を受けても別の部署でまた起きる、あるいは新規モデルを開発するときに忘れてしまう、措置命令と関係ないということを言われてしまう、組織分割、外部委託等々、ビジネスの動きが激しい中で、業務改善命令があったからといって全社的にきちんとやるかという、なかなかうまく組織は動かない。経営層にこれは非常に困る、抑止しなくてはいけないということを意識してもらうためには、金銭的な違反、損をしたという感覚を持っていただくことが非常に重要。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】
個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について （課徴金制度） （国内他法令における課徴金制度との関連）	■ 景表法が改正され、課徴金制度が導入されたが、その後、インターネット取引が盛んになって広告表示をめぐって消費者トラブルが増加したことなどから、景表法において課徴金制度が強化されたことは周知のこと。景表法は全ての事業者に課される制度だが、今に至ってそれによる混乱があるとは聞かない。課徴金制度を導入しているほかの法律でも同様ではないか。【全国消費生活相談員協会・第3回意見】 ■ 類似の課徴金の制度を入れているものとして独占禁止法とかを挙げているが、独禁法の場合には、独禁法を監督して実際に施行している公正取引委員会の権能が全然違う。彼らは違反事例に関して捜査権限を持っていたりする。そういう体制があってできているようなこともあって、その体制の比較が全くないまま表を出されても、全然理解できない。【日本IT団体連盟・第3回意見】 ■ 犯則調査権限と課徴金は無関係であるという交通整理をしておきたい。直罰規定について犯罪捜査をする権限を行政職員に与えている場合は公取のように犯則調査と呼ばれ、個情委にはそういう犯則調査権限がない。そのため警察、ないしは検察官が刑事捜査を行うという建付けである。いずれであっても、検察官による起訴につなげていくためのもので、課徴金とは関係がない。課徴金は通常の行政調査権限、質問検査権や物件提出命令、報告命令等に基づいてかけるもの。全ての法律がそのようになっている。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(国内他法令における課徴金制度との関連) (つづき)**

- 他の課徴金制度を導入している法律は、いわゆる経済法ばかり。個人情報保護法はいつから経済法になったのか。比較する法律自体も間違っているので、きちんと整理をした上で比較を丁寧にしていただきたい。減算規定と加算規定のところは、経済法だからワークする枠組み。それをこういうところに持つということ自体、ちゃんと法律の性格とか枠組みを考えていないのではないかと思わざるを得ない。一般法だということをきっちり踏み外さないようにしていただきたい。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 経済法だったら課徴金がフィットするという話ではなくて、その法律で定めるルールに違反することによって、経済的利益が一定程度上げられることが典型的に想定されるようなものであれば、それは課徴金がフィットするということで、経済法でなければ課徴金が入れないということではない。【森構成員・第3回意見】
- 課徴金制度は、個人情報保護法に限った話ではなくて、ほぼ全ての法令に親和的。したがって、法分野によって合う、合わないものがあるわけではない。仮に経済法に親和的だという立場に立つとしても、恐らく経済法と呼ばないのではないかと思われる薬機法や公認会計士法に課徴金はあるし、加算税・加算金というのは国税通則法、それから、地方税法であるが、これも経済法とは普通は呼ばない。それから、地方自治法における5倍額過料もある。いずれの法律も経済法とは、私の語感としては呼ばないと思うが、課徴金、あるいは課徴金相当の制度が入っており、その意味では特に法分野が限定されるわけではない。また、経済法という言葉自体非常に多義的で、あまり確立した語義もない。経済法と一般法というその比較も、違和感がある。言葉に迷って一般法と言われたのだと思うが、経済法というのは政策分野を指しており、経済法とか、社会法とか、産業法とか、そういう言葉を使うが、一般法というのは、反対語は恐らく特別法ではないかと思う。射程がどれだけ広いかという概念で、経済法vs一般法という仕組みだと議論がしにくい。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (外国制度との関連)

- 課徴金制度は比較法的に見るとごく当たり前の制度。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】
- 日本企業のパフォーマンスへの影響を経済界が非常に懸念されているが、グローバルには同じ競争条件で、アメリカのFTCであれ、EUであれ、その他の国であれ、課徴金も含めた違反抑止ということはどの国でもやっている。その中でイノベーションをやっているわけなので、日本企業だけができないというのはよく分からない。また、課徴金のない日本の個人情報保護法の世界がこのまま続くと、日本の個人情報世界は世界の狙い目になるということは必至ではないか。そうすると、せっかく優良企業がコストをかけて個人情報を管理しているのにそれをしない、それは国内の悪質な事業者かもしれないし、海外の悪質な事業者かもしれないが、そういったところにいわば持っていかれてしまう、個人情報をいかに使われて、そして、真面目にやればやるほど結局国内の真面目な事業者が損をすることにもなりかねないということで、いずれの観点から見ても課徴金制度を導入してグローバルに同じ競争条件にしておくことが、日本企業にとってもいいのではないか。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】
- 課徴金の導入については立法事実論もとても重要だと思うが、将来の日本の国際的な立ち位置や、トラストへの影響に関する考慮も重要かと思っている。G7など先進国の多くは課徴金を課していく中で、あるいは課している中で、日本だけがこれを課していないということが、国際的に誤った負のメッセージを送ることにつながってしまうのではないか。要するに個人データの取扱いに関する悪質な行為にも課徴金を課せずに、十分な抑止を執行しない国だという誤ったメッセージを与えかねないという心配がある。【山本構成員・第4回意見】
- 課徴金がないという状態、法執行が弱いという状態は、日本に対する情報の移転も認められない時期も来るかもしれないというぐらい心配しておいたほうがいいのではないか。【中川構成員・第4回意見】
- 新しい制度導入の際に海外の状況を把握した上で導入していることが多いと思うが、課徴金制度についても海外では議論を尽くして既に取り入れている国が多数あるということを伺った。そうした状況で反対する理由が消費者から見てよく分からない。グローバル企業として活躍されている日本の企業にとって、何か日本固有の理由はあるのか。そこが分からないところ。【全国消費生活相談員協会・第3回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(外国制度との関連) (つづき)**

- 「経団連はグローバルにビジネスを展開する中であってなぜ反対するのか」というご質問について、経団連で2019年にB20東京サミット、昨年もB7東京サミットを開催したが、G7を構成する各国経済界、事業者、経団連にコンタクトしてくる在京大使館等の政府関係者から「日本に課徴金がないがゆえにデータ移転が起こらない」といったことを聞いたことは全くない。課徴金を入れるか否かのみに焦点が集中しているがために二項対立に陥っているのではないか。【日本経済団体連合会・第4回意見】
- 消費者の利益を含め本当に守りたいものを議論する際、課徴金導入を目的化し、過度に縛られることによって、角を矯めて牛を殺すことになりかねない。また、日本企業のビヘービアが欧米のそれと相当異なるにもかかわらず、「欧米で問題ないから日本でも大丈夫」と言い切るところ、得心できない。【日本経済団体連合会・第4回意見】
- イノベーションがなぜ起きないか、それはまさに企業が考えるべきこと。それは恐らくそもそも個人情報保護とも関係のない別の要因なのだろうと、一市民としては考えるが、課徴金があればイノベーションが起きると言っているわけではなく、日本企業だって課徴金のある海外に行ってやっているの、そこでやれていない日本国内でできないという理屈になるのかというところが、これはむしろ経済界に説明していただきたい。【中川構成員・第4回意見】
- 課徴金があることで狙われないのではなくて、狙われにくいということは合理的に想像できる。立法するときに具体的な事実があればもちろんいいが、合理的に想定できるリスクを考えるのも立法事実。立法事実という言葉とか、EBPMといった言葉をかなり特殊に使われている印象を受ける。まず、EBPMの使い方が大分違うのではないかと思うのと、立法事実とは、そんなに具体的な事実があってこれを何とかしようということだけではない。まだ課徴金は入れていないので、入れたらどうなるかというのは、実はやらなければ分からない話であり、EBPMというのはその話。実際に入れてみて、それでどれだけ効果があるのか。もう少し高くしなければ効果がないとか、もっと高くなくても効果があるとか、そういうことを経済的に分析するのがEBPMであって、今の段階でエビデンスを見せろと言われてもないに決まっている。なので、課徴金があれば、無いよりも狙われることが減るであろうというのが合理的に推測できないというのであれば、その合理的に推測できない理由を教えてください。人間の心理として合理的に推測できるのではないかということを申し上げている。【中川構成員・第4回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(外国制度との関連) (つづき)**

- EU、米国やその他の国を見て、当然のことながら歴史や文化、ニーズ、社会的な重要性等の背景、さらにはデータをめぐる法制度、とりわけ事業者のメンタリティが日本と異なる。欧米に比してはるかにリスク回避の傾向が強い日本企業のビヘイビアを勘案することなく、外国で課徴金があってもイノベーションが起きている、よって日本で課徴金が導入されてもイノベーションが起こるといふ、単純なアナロジーは論理的に飛躍があるのではないかと。とりわけEUでは、データ利活用に向けた法制度の環境が整っている。EUにおいては、課徴金を含むGDPRを施行してデータ保護を法的に強化している一方で、2023年のデータアクトや、2021年のデータガバナンス策定、さらには医療分野に特化したEHDS (European Health Data Space) など、データの利活用を法的に強化する制度が整備されている。EUはデータの保護だけではなくて、利活用とのバランスを取りながら、イノベーションをはじめ、産業競争力の強化に向けて、極めて戦略的かつしたたかに進めていると認識。したがって木を見て森を見ないことにならないよう、全体を俯瞰した議論の中で課徴金制度の導入如何を慎重かつ丁寧に議論すべき。繰り返しになるが、日本と諸外国の罰則規定を外形的に同等とすることによって、国際的に相当後れを取っているデータ利活用を一層阻害しかねないのではないかと、懸念している。フォン・デア・ライエン委員長の下、EUで戦略的に進められている実態にも、思いを致すことが重要ではないかと。【日本経済団体連合会・第6回意見】
- データの利活用を一層進めるためにも、データ保護、個人の権利利益を守ることを整備していくことが大切だと思っており、それをすることによってデータ利活用が起こらないという考え方には、今の時点では賛成しかねる。【主婦連合会・第6回意見】
- EUにおいて様々な利活用のための制度が構築されているのは、GDPRによって保護がしっかり支えられているから、消費者の方々が不安に思うところなく制度をつくっていくことができている面があることは、しばしば指摘されている。経団連のお話の中で社会課題、それから、公共性について、企業も消費者と共にコミットすべきであるというお話があり、それは誠にそのとおりだと思うが、社会課題とか公共のことについて、経団連がおっしゃるのであれば、個人情報保護のレベルが低いままでも仕方がない、それによって社会課題と公共について何とかしたいとおっしゃっていると、ますます事業者側と消費者側の隔たりが生まれる。消費者としては、なぜ社会課題とか、公共にデータ保護、プライバシーが入っていないのだろうかという疑問に思うので、そこところはそのような説明が可能かどうかについては疑問。【森構成員・第6回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(適正なデータ利活用への影響について)**

- (再掲) 経済的誘引が大きい場合に課徴金を課すことで効果を上げられるものは何かという点について、仮に今後課徴金を入れるとしてもその範囲を考えなくてはならないが、我々が心配しているのは、現状の説明内容が広く漠然としていて、萎縮効果があるのではないかという点。【新経済連盟・第3回意見】
- 事務局の示した方向性では課徴金の対象が限定され、対象条文も限定列挙されているように考えられる。これに対して諸外国の制裁金の仕組みを見ると、対象行為が比較的広く、当局の裁量的判断に委ねられるケースも見られる。課徴金制度については経済団体より萎縮効果の問題が指摘されていたが、この方向性を見る限りは、諸外国の場合と比べて対象が注意深く限定されており、さらに細かく丁寧な議論は必要なものの、萎縮効果への配慮がなされていると考えられるのではないか。【山本構成員・第3回意見】
- 課徴金の対象範囲をしっかり限定し、額の算定について、例えば報告をしっかりと、経済的な利得を戻したというような誠実な対応を行った事業者については減額するような、しっかりとした制度設計をすれば、真に悪質な行為を抑止するだけで、適法な行為に対する萎縮効果にはあまりならないように感じる。むしろ、悪質な行為に適切に課徴金を課すことで適法な行為をエンドースして、健全なデータ利活用を促す意味を持つように思う。【山本構成員・第4回意見】
- 適法な行為に対する萎縮を予防する方法が2点、一つはそもそも適法かどうかをはっきりさせること。これは課徴金の問題ではなく、実体的ルールが明快かどうかによる。実体的ルールを明快にする方法はいくつかある。一つはガイドライン。もう一つは共同規制。後者は業界団体でこういうことまではしてよいと自分たちで決め、それさえ守っていればルール違反ではないのだと承認してくれというやり方、景表法でいう競争規約。そういった工夫もあるので、実体ルールが明確であれば、そもそも適法な行為について萎縮効果など起きるはずがない。加えて、適法か違法か、それでも曖昧な場合、グレーゾーンは絶対に出てくる。グレーゾーンで萎縮効果が起きることは世界共通の話であり、それも法である以上仕方がない部分がある。その部分も含めて共同規制等の方法でクリアできるので、そうした方法も全部使って不当な萎縮効果がないようにするべき。【中川構成員・第4回意見】

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (個別類型)

- 破産者マップのような事例は、住所・氏名・電話番号の漏えいとは違い、破産したという情報が出てしまう点や、消すのに数万円のお金を要求される点が悪質である。そして破産者マップは制裁を受けていない。個情委が刑事告発した報道があったが、その後なんの音沙汰もないのは、制裁が刑事司法任せになっているということ。課徴金制度によりその制裁を個情委の中で完結させることに重要な意義がある。【森構成員・第2回意見】
- 重要な規範違反がどこにあるのかというところをきちんと把握しておく必要がある。それが規範のつくり方にもつながってくると考えており、例えば類型1については、第三者提供というよりも、適切でないプロファイリングとその利用が規範に違反しているときちゃんと整理をして考えた上で、なぜそれが防げなかったのかというようなことから規範の在り方をきちんと考え直すのが必要。この件を一足飛びに課徴金に結びつけるのはいかがなものか。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 資料3（課徴金制度の検討の方向性）の参考資料として、違法や著しい違反の事例や類型が、ほぼどの企業であるかが判断できる状態に入っていることを懸念する。さもこの企業が課徴金の対象になるかのような印象を強く持たれる可能性がある。そのようなリスクも含めて資料の作り方には御配慮いただきたい。【若目田構成員・第3回意見】
- 実際に生じた金銭的利得を一定額上回る課徴金を課すことについて賛成。特に破産者マップには模倣犯みたいなものがたくさん出てきたため、ある程度リスクを感じさせるような法制度でないといけないのではないか。【森構成員・第3回意見】
- 事実確認を十分しないまま個社の例を挙げて、そこにはやり得があったというようなことが言われるのであるとすると、産業界側としてはどんな資料を個人情報保護委員会が出してくるか分からず不安。散々萎縮効果とかいうのを聞かれているが、萎縮している最も大きな理由は不安があるから。その不安というのはこういうことから発生している。一つ一つの会社は声が上げにくいところもあり、ぜひ委員会のほうでは産業界の心情的・感情的な側面に配慮して進めていただきたい。【日本IT団体連盟・第4回意見】
- 事実誤認に基づいて立法事実如何を議論するのは、プロセス的に全くあり得ないこと。「将来的にこのようなことが起こり得るかもしれない」ということは果たして立法事実にあたるのか。事実誤認があれば正した上で、正確な情報に基づいて議論を進めるのが正しい道筋。【日本経済団体連合会・第4回意見】

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (個別類型) (つづき)

- 現実に返したか、返さなかったかというのはともかくとして、その利得を吐き出させるような必要が生じ得ることが、ここでいわれている類型という意味であって、そういったことが起こり得ること。そして、あくまでもエビデンスベースでないと駄目だから、実際の事案に基づいた作り込みをしていると理解。ここまでなされた議論については全く間違っていないと思われるし、ましてや返金されているから資料から削除しろ、類型1から落とせなどというのは不合理な話。さらに言うと、声を上げられない事業者を代表して事業者団体として声を上げられているかもしれないが、消費者は消費者で全く声を上げられていなくて、さらに言えば自分がどう扱われているかも分からない。なので、採用企業にもしかしたら内定辞退率をばらされたかもしれない就活生のレピュテーションにも少し気持ちを致していただいて、双方シンパシーを持って議論を進められれば良い。【森構成員・第4回意見】
- 個人情報保護委員会としてこういう資料を出すに当たっては、行政上の対応を一定の時点で行い、その一定の時点でピン留めされた文章を発出されている。委員会として、今回この種の議論をする上で必要な資料を出すに当たっては、委員会として1回ピン留めした事実関係に基づいて資料を出すというのは理解できる。他方で、課徴金との関係で経済的利得が残っているかどうかという議論をする上で、やり得であるとか経済的利得が残っているかどうか判断する時点をいつと捉えて議論をするかという問題が次にある。例えば行政上の対応を個人情報保護委員会が取った時点では、当該企業についてつまびらかにしないが、例えば経済的利得は残っていたかもしれないが、その後、返金したということであれば、その後なくなっていることになる。行政上の対応をした段階で既に返金し、あるいは返金の手続を実質的に開始したということであれば、少なくとも行政上の対応の時点ではやり得はなくなる。そうだとすると、それは実は行政上の対応の段階でそういったことまで委員会として書くことが適切かどうかといった問題にもなってくる。課徴金制度を導入するかどうか議論をする中で、例えば今のような重大な個人情報保護法違反、あるいはその疑いがあるような事案において、当該企業がその経済的利得をいわばない自体にする、例えば消費者の被害を回復するということをすれば、そのこと自体を課徴金の減免であるとか、課徴金納付命令を出さないといったことにつながるのではないか。抽象化して類型化されたケースは、課徴金制度を導入する、しないのいわば初手段階の議論として、ある一定の時点において経済的な利得が発生しているのではないかという事例であり、本来的に返金が行われたかどうかということが、課徴金制度の導入、ないしその具体的な課徴金制度の在り方、導入するかどうかを検討する上での作り込みの在り方ということに関わる問題であり、そのレベルまで下りて議論しないと、問題が解決しない。【穴戸構成員・第4回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(個別類型) (つづき)**

- 委員会が行政上の対応という文書を発出するに当たって、今のようなことまで例えば取り込んで書き込むべきか、あるいは事後的に、例えば返金されましたという事実が委員会に報告があったときには、それ以降については今のような事実も含めて、委員会として、なおこの企業は今後こういうことをしましたのでよかったですみたいなことをホームページ上に掲載するといった問題に関わってくる。これはこの場の議論というだけではなくて、今後委員会において法執行、あるいは法執行に関連する情報の公表の在り方ということにも係る論点。【穴戸構成員・第4回意見】
- 類型に基づくところについて、課徴金で対応することが適切かどうか、本当に実効性があるのかどうかというところは疑問なしとしない。こうした問題にどう対応するか、それをなくすことが重要であり、それは課徴金が唯一絶対無二の選択肢かどうかというところは1歩下がって考えないと、二項対立で感情的な議論に陥りかねない。本当に守るべき法益は何か、それから、それは現行の個人情報保護法や、ほかの法体系、例えば刑法も含めて、それらの下で取り得る措置の執行強化ということで果たして担保できないのか否かという点を検討することが必要。個情法の第1条には新たな産業の創出並びに活力ある経済社会、ということが明記されており、課徴金を導入することによって、この目的を阻害することがないかという観点を踏まえ、慎重に丁寧に議論いただきたい。【日本経済団体連合会・第4回意見】
- 返金については、景表法は返金をするならばその分だけ課徴金を減額する、独禁法は減額しないといったように、考慮する選択肢もしない選択肢もどちらも理論的にはある。返金というのは結局損害賠償であり、過去の違反行為の「後始末」であって、将来に向けての「抑止」とは別の話。そのため、両方かけても構わないし、それを考慮しても構わないという立法政策の問題であり、どちらでもありうる。過去の具体事例を書くときには、返金があったかどうかはとても重要なので、どういう行動をしているかということまで含めて、それを踏まえて課徴金の制度設計をする、しないということを考えたほうがいい。命令をしたときの時点でピン留めするのではなくて、その後のことも含めて考えて、課徴金を有効に機能させるにはどのような細かい制度設計をしていくかということになるので、それも含めて書いていただくのがいい。【中川構成員（ブレゼン）・第4回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(対象行為)**

- (再掲) 経済的誘引が大きい場合に課徴金を課すことで効果を上げられるものは何かという点について、仮に今後課徴金を入れるとしてもその範囲を考えなくてはならないが、我々が心配しているのは、現状の説明内容が広く漠然としていて、萎縮効果があるのではないかという点。【新経済連盟・第3回意見】
- (再掲) 事務局の示した方向性では課徴金の対象が限定され、対象条文も限定列挙されているように考えられる。これに対して諸外国の制裁金の仕組みを見ると、対象行為が比較的広く、当局の裁量的判断に委ねられるケースも見られる。課徴金制度については経済団体より萎縮効果の問題が指摘されていたが、この方向性を見る限りは、諸外国の場合と比べて対象が注意深く限定されており、さらに細かく丁寧な議論は必要なものの、萎縮効果への配慮がなされていると考えられるのではないか。【山本構成員・第3回意見】
- 法令違反行為のうち、どれが課徴金の対象として適切かという絞り込みをするにあたり、考え方としては当たり前だが、個人の権利利益の侵害性が高い違反行為であって、違反行為が経済的利得につながりやすい、そういった意味で違反の誘因性が高いものに限ることになるかと思う。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】
- 主観的要件について、一生懸命頑張ったのにうまくいかなかったという場合までかけるかどうかという点も論点。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】
- (再掲) 萎縮効果というのは丁寧に二つに分けて考えていかなければいけないのではないか。一つは悪質な事業者の悪質な行為についての萎縮効果で、これは一般に抑止効果といえるもので、ある種よい萎縮効果。もう一つが善良な事業者の適法な行為についての萎縮効果。制裁が強いために本来適法な行為をも差し控えてしまう、こちらが本当に懸念されるべき萎縮効果。このように考えると、課徴金の対象範囲をしっかり限定して、また、その額の算定について、例えば報告をしっかりと、経済的な利得を戻したというような誠実な対応を行った事業者については減額するというような、しっかりとした制度設計をすれば真に悪質な行為を抑止するだけで、適法な行為に対する萎縮効果にはあまりならないように感じる。むしろ、悪質な行為に適切に課徴金を課すことで適法な行為というものをエンドースして、健全なデータ利活用を促す意味を持つように思う。【山本構成員・第4回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(対象行為) (つづき)**

- (再掲) 適法な行為に対する萎縮を予防する方法が2点、一つはそもそも適法かどうかをはっきりさせること。これは課徴金の問題ではなく、実体的ルールが明快かどうかによる。実体的ルールを明快にする方法はいろいろある。一つはガイドライン。もう一つは共同規制。後者は業界団体でこういうことまではしてよいと自分たちで決め、それさえ守っていればルール違反ではないのだと承認してくれというやり方、景表法という競争規約。そういった工夫もあるので、実体ルールが明確であれば、そもそも適法な行為について萎縮効果など起きるはずがない。加えて、適法か違法か、それでも曖昧な場合、グレーゾーンは絶対に出てくる。グレーゾーンで萎縮効果が起きることは世界共通の話であり、それも法である以上仕方ない部分ある。その部分も含めて共同規制等の方法でクリアできるので、そうした方法も全部使って不当な萎縮効果がないようにするべき。【中川構成員・第4回意見】
- (再掲) 違法な第三者提供等の類型については、それによって個人の権利利益の侵害、あるいはそのおそれが発生した場合には、それを回復するというのは本来損害賠償ではなく原状回復であり、要するに提供先に行ってデータを消去してくださいというのが本来の筋である。それは現実には難しいということになるので、実際にそういうことを要求しても不可能なので、抑止行為として課徴金ならどうかという議論になっているのだろうと思う。また、漏えいがあった場合に、今後はしっかりとガバナンスを取ります、安全管理措置をしっかりとやりますというのは、別にそれは課徴金の話というよりは、要するに個人情報保護委員会が既存の改善命令を出して対処すべき話であり、逆に言えば、そのこと自体が、当然に課徴金命令を出さないとか、課徴金を減額するという要素にはならないのだろうと思う。本人に実体的な被害が発生し、それを賠償とか、補填を事業者の方がやるのは、多分これは物すごいコストがかかることで、そこまでしっかりやっているのであれば課徴金を課さない、例えばそういったことはあり得る。【穴戸構成員・第5回】
- そもそも課徴金を入れることによって何を期待するのか、その場合にどういう事例や類型が考えられるのかというところの整理がまだ終わっていない。前回もいろいろな方から悪質性という話が出たが、どこに悪質性を見いだすのか、それと経済的利得の関係はどういうことになっているのか。その場合、経済的利得はどうやって計算すべきなのかという論点があると思う。まだその話がまとまっていない感じがするので、まずはそこをきちんと整理すべきなのではないか。その上で、経済的利得とは何なのかという点が、まだ認識が一致していない気がしている。【新経済連盟・第5回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(対象行為) (つづき)**

- 我々は結局萎縮効果を懸念しているわけだが、課徴金の対象について、重い処分が科され得るものに限定するという点について、結局その中身を具体的にどういうメルクマールで悪質性を考えて、違反の抑止効果を望みたいのであれば思いとどまる機会をどうやってつくり出すかということだと思うが、今まで挙げられたものと結構範囲が広く、どういう場合に課徴金が課されるのか、どの時点で気をつけたらいいのかというところが分からず、広すぎるし萎縮効果が生まれてしまうと思っているので、どういう場合に課徴金で効果を上げていくのかというところをもう少し議論しないと、その先に行けないと感じた。【新経済連盟・第5回意見】
- 違法性の観点など、何かが見えにくい状態にあるから先に進めないのではないかと、そこをまずやらなければいけないのではないかとという経済界からの発言について、少し堂々巡りになっている。次のステップに進むべきではないか。きちんとしたグローバルなスタンダードレベルにおける個人情報の保護が担保された上で、事業活動がなされていくという世界に向けて議論が具体的に進んでいくことを望む。【主婦連合会・第5回意見】
- 課徴金の対象の悪質性について、第3回検討会の資料1で五つの類型を挙げていただいております、これとこれどちらが悪いみたいな話になるともちろん難しいと思うが、非常に悪質であるものについては分かるのではないかと考えている。例えば類型5について言えば、漏えい事案だが、長期間にわたって大量に漏えいしているということが一つ。もう一つは、漏えいしているのではないかと指摘を外部から受けて調査したけれども、漏えいしていないという結論に一旦至って、そして、最終的には警察によって漏えいしていたことが判明したという経緯の問題。そういったことから、悪質かどうか分かるのではないかとと思う。何が悪質か分かりません、どこが悪いのですか？と言われると、本当にそれは感性が違うというか、悪いことは分かっていたくべきなのではないか。課徴金の話の場合は、何が悪質かということは非常に重要。そういうものに対して限定的に科せられるペナルティであると思っている。【森構成員・第5回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(対象行為) (つづき)**

- 例えば漏えいであれば、大量に漏えいするか、そうでないか、期間が長いのか、短いのか、自分で調べて分かるか、それとも、ほかの指摘で初めて分かるか、という違いがある。なので、その違いを評価できるかどうか。漏えいした情報についても、これは機微なものなのか、プライバシー性が高いのか、そうでないのかということを経営者から評価できるかどうかという話なので、感性みたいな話になってしまったが、そういう事案に対して正しく評価ができれば、重大なのか、そうでないのかということが分かるのではないかと考えている。【森構成員・第5回意見】
- 悪質だなとみんなが納得できるようなものにしか多分課徴金命令は出ないことに結果的にはなるのではないかなというぐらいに思っており、そこは御専門の先生方と、どのような表現をすれば実質的にそういうことが守られるのかも含めて御検討いただければいいのではないかと考えているが、課徴金の制度も絶対に必要だと思っている。【長田構成員・第5回検討会】
- 個人情報法第23条の下、「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」とされている。経団連でも、近年急激に拡大・高度化するサイバー攻撃への対応が喫緊の経営課題だと認識しており、「経団連サイバーセキュリティ経営宣言2.0」を策定し、会員企業経営層に対する普及啓発に努めている。我が国の経済安全保障という観点から、サプライチェーン全体を俯瞰したサイバーセキュリティの強化は重要である。大企業であれば十分なリソースを割いて必要な安全管理措置、サイバー対策を講じられるかもしれないが、蟻の一穴でサプライチェーンが崩壊することを防ぐため、中小企業への目配りが重要な課題である。この点、中小企業への対応が必ずしも十分ではないと懸念している。経産省や独立行政法人情報処理推進機構（IPA）において、「サイバーセキュリティお助け隊サービス制度」等の措置は講じていただいているものの、サプライチェーンの川下の中小企業の皆様にとって、「これだけ対応すれば適切な安全管理措置を講じている」とみなされるだけの対応が取れるかどうか。中小企業が置かれている実情を勘案することなく、恣意的に判断される余地がないか懸念している。この点は丁寧な議論が必要。【日本経済団体連合会・第5回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(対象行為) (つづき)**

- 仮に本当に典型的に全て悪質であるかを事前に決めてくれという主張だとすれば、今、いろいろと政府の中でも議論されているアジャイルガバナンスは難しくなると感じた。というのも、アジャイルガバナンスの発想によると、ゴールは設定するが、そのゴールを達成する手段は、企業の側がルールメイキングをしていくという考え方が基本的に前提になっているのではないかと。ということは、企業としても悪質とは何か、あるいは適正、公正性とは何かということ例えばマルチステークホルダーのプロセスを用いて自ら考え抜いていくということも、今後は例えばAI法もリスクベースのアプローチを取っているわけだが、企業としても求められていくと思われる。そうした意味では、そうしたことを考えていくという、つまり何でも全部事前に決めてくれということではなくて、そういったことを考えていく企業がデジタル社会においてある種成熟した企業で、逆に何でもお上が決めてくれというスタンスだと、イノベーションも進まないと感じた。逆に言えば、そうした形で誠実に何が問題なのか、悪質なもののなにかということそうしたステークホルダーのプロセスなどを通じて考えられている企業が、逆に課徴金の対象からは外れていくというか、そういう誠実に議論を積み重ねてきた企業が外れていくというような仕組みなども今後は考えられるのではないかと。私がおつき合いしている企業は、そういう意味では内部でマルチステークホルダーなり有識者検討会でそういったことを検討している企業が非常に多いと認識しており、決してそれは不可能なことではないと感じた。とはいえ、例えば不適正利用の辺りは何が不適正かということについては、今後明確化していく努力がガイドライン等で必要かなと思うので、この辺りは議論をしっかり深めておく必要がある。【山本構成員・第5回意見】
- ロビイングしている中で二つ重要にしていることがあり、一つは自立と自律。国から与えられて護送船団行政でやっているところで日本の経済再生はないと思う。もう一つ、大事にしているのは法律による行政の原理。経済団体の立場になってからはそれが重要で、その観点から意見を言うべきだと常に思っている。その観点で、要するにいろいろな定義とか、そういうものについてはできる限り明確化をしなくてはならないということで、一つ異論があるのはアジャイルガバナンスということだから、定義とか、要件とか、そういうものは不明確でいいという意味だとすると、それは同意しない。法律による行政の原理の話とアジャイルガバナンスで自立・自律を求める話は違う話だと思う。そのためにここでずっと私は議論をしている。悪質性についても、感性で議論はしたくないと思っている。【新経済連盟・第5回】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(対象行為) (つづき)**

- 法の支配を軽視するものではない。不確定要素をそのままそれを放置してよいということを述べたわけではなく、不確定要素というのはなるべく収縮していくような議論をしていく必要がある。ただ、結局法は法である以上、100%事前に明確なものになるとは限らないということにもなり、100%明確ではないから、そういった制度はスタートできないという議論は、それは法の基本的な理解としてはおかしい。100%事前に明確ではないものについて、今後は企業もある意味でそれが何であるかということについてマルチステークホルダーでしっかり考えていくということが、今の時代には求められてきているということを述べたもの。類型化されている悪質な行為の中のものを見ると、事前にいろいろなほかのマルチステークホルダー、例えば有識者であるとか、消費者団体であるとか対話を重ねていればおよそ行われなかったようなところだろうと思うので、今後そういった対話が内部的には必要になってくるのではないかと。それをしっかりやっていたかどうかということが課徴金等の制裁を科すか、あるいは減額等の一つの判断基準になっていくのではないかとということ。【山本構成員・第5回】
- 1～4の要件に絞っていただいたことで明確になった。個人の権利利益が侵害されて大規模な違反行為が起きてしまったら、これは大変な事態。このようなことが起これば、消費者としても個人情報の扱われ方に不安を抱き、個人情報を出すことに対して過敏になってしまう。このような要件に当てはまるような事案はめったに起こらないかと思うが、あってはならないことが起きた場合の手当てがあることは、消費者にとっては安心につながる。それは事業者側から見ても抑止力になると考えている。個人情報は保護されるべきものである一方、利活用されるべきものであるからこそ、このようなルールがあったほうが双方ともに萎縮することなく、むしろ課徴金を課されないのはどのような活用なのか見えることにより、個人情報を活用しやすくなるのではないかと。違反行為が行われないこと、消費者が安心できること、課徴金制度の役割は、消費者と事業者にとってメリットはある。【全国消費生活相談員協会・第6回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(対象行為) (つづき)**

- 対象行為（案）と該当する具体的な行為（例）の間に結構ギャップがある。結局、対象行為を真面目に考えると、かなり広いはず。例えば同意取得に不備がある状態でサービスを展開してしまったとか、利用目的の規定に不備がある状態でサービスをしてしまったとか、あるいは不備がある状態でターゲティング広告を配信してしまったみたいなものもある。左側を見ると、それが当てはまる。けれども、課徴金制度によって抑止すべき行為がどういうものかという本質的なことを考える前に、何かしらフィロソフィーというか、哲学があって、そこでこういったものには課徴金が効果的なのではないかということで共通認識が得られれば、その先の具体的な制度設計という話になるはずなのだが、ここのギャップが埋まっていない。【新経済連盟・第6回意見】
- 適切な注意はそもそも何なのか。どういう場合に課徴金が効果的なのかを考えたときに、ここまで注意を払っていない人に対しては、制裁的に課徴金をかけたほうがいいのかといった話が先にあるのであれば、そうではない人は除くようにしようという議論が出てくるとい、ここも土台の本質的なところがはっきりしないので、不安要素が大きい。【新経済連盟・第6回意見】
- 個人の権利利益が侵害された場合は結果責任だと思うが、具体的なおそれということになると、結果責任よりも少し踏み込んでいることになるので、もともと制裁的な意味合いなのか、不当利得の問題なのかということところにも関わってくる。そもそもの考え方、どういことを回避したいのか、抑止したいのかということと密接に関わるはずだが、ここもふわっとしている。【新経済連盟・第6回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(対象行為) (つづき)**

- 基本は違法行為の抑止、制裁から入っていくのだろう。ただ、具体的な制度のつくり込みとして、一つは規制権限の濫用、拡張などを避ける観点から、違法収益が上がっているところに絞り込んでいると考えればいいのではないかという考えについて、もう少し実質的に申し上げると、要するに金銭的な利得を観念せずに、暴露系ユーチューバーのような感じで、あるいは収益があるのかもしれないが、とにかく金銭的収益も何もなく、自爆的に他人の個人情報の漏えい等の違法な行為を行う人にはおそらく効かない。それは既存の個人情報保護法制で対応すべき。むしろここで問題として事務局が出していた具体事例は、結局のところ、個人データを利活用することが事業者の経済活動としても、また、社会経済活動全体としても非常にメリットがあるからこそ、個人情報とは適正かつ効果的に利用されなければならないということであり、それは当然事業者にとっては、社会課題の解決に貢献することも含めて経済的なインセンティブがあるはずで、なればこそやり過ぎてしまうといったことに対してのブレーキとして、このような違法な収益に着目した形での課徴金制度を入れるのが有用なのではないか。この辺を考えていくと、先ほど新経済連盟からお話があったような「間」のロジックは、そういうことを考えているのではないか。【穴戸構成員・第6回意見】
- 利益が残ってしまって、それは剥奪できないことがあるから抑止効果が働かない。違法行為で収益が出たが吐き出させることもできませんでしたということが起こり得るという話。これは一つの例にすぎず、より正確に言うならば、違法行為によって一番問題になるのは、本人の権利利益の侵害であるから、権利利益が侵害され放しになる。やられ損・やられっ放しというか、それこそが本質的な問題。本人はやられるが、悪いことをした悪質事業者は制裁されない。その一類型としてやり得があるわけだが、そこが強調され過ぎた結果として、不法収益の剥奪にフォーカスが当たってしまった。本来は抑止であって、今の法執行のメニューでは、権利利益の侵害が生じた事態と、侵害が生じたけれども、制裁されない事態がしばしば起こり得る。なぜかという、やめなさいとしか言えないから。それだと困るから、課徴金を導入しましょう、違法行為をした人に対しての制裁行為があることを分かってもらって、やられ損にはならない、やったらあなたもやられるということを悪質事業者に分かってもらおう、そういう抑止が課徴金の必要性。【森構成員・第6回意見】

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
（課徴金制度）
（対象行為）（つづき）

- これはフィロソフィーの話ではない。悪質事例について、検討会の第3回の資料に上げられたものも、勧告・命令を行っている少ない事案についても、例えば情報の性質が機微なものであったり、あるいは差別的なものであったり、漏えいした情報が大量にある、漏えい期間が長い、そういったことによって悪質かどうか評価されている。その結果、重大なものについて勧告が発せられているということで、そういったことを評価することは可能で、フィロソフィーといった問題ではなく、客観的に観測することができるもの。【森構成員・第6回意見】
- 課徴金の対象を非常によく限定し、かつ明確化していただいた。資料1の最後に参考として付けていただいた30ページを見ると、本当に分かりやすい形にしていると思う。明確性という目的を十分に達成していただいている。他方で、限定はされ過ぎているのではないか。現実に利得が発生しているという要件について、例えば内定辞退率なども無償でやっていたらどうなのだという話はある。お試しのようなケースもある。これからいろいろなデータの販売みたいなところはなくならないと思うが、例えば事業目的で行われる場合とか、そういう要件であったら入ってもいいのかもしれないが、問題は重大な権利侵害に対する制裁、抑止が課徴金の本質なので、具体的な収益にこだわるのはおかしい。先ほどの話のようなミスコミュニケーションを生む。当局として具体的な収益にこだわる必要はなく、本質は抑止、制裁なので、具体的な収益にはこだわらずに要件もそのようにしていただくのが良いのではないか。【森構成員・第6回意見】
- 対象条文について、これも適切だと思うが、緊急命令対象から法31条、個人関連情報の提供の制限が落ちているので、それを加えていただきたい。個人関連情報の第三者提供による権利利益の侵害のおそれは、個人データの第三者提供による権利利益の侵害のおそれと全く変わらない、法27条1項と同じということがあるので、これも課徴金の対象としていただきたい。【森構成員・第6回意見】
- 私のような素人の目から見れば、1,000人以上でいいのかとか、もうちょっと少ない人数でもひどい目に遭った人はいるのかもしれないとか、いろいろ思うところはあるが、御専門の先生方が見て、これでいいのではないかという線であれば、それはそれで同意をしていきたい。そういった制度の具体的な中身の議論の中で、哲学に関する議論も進めていただけたほうが、事業者にとっても安心してデータを利活用できる世界が作り上げられていくのではないか。【長田構成員・第6回意見】
- 該当する具体的な行為（例）があるが、該当しない例を幾つか書いていただけるとありがたい。【日本IT団体連盟・第6回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(対象行為) (つづき)**

- おそれのところは、おそれが生じた場合の具体例を書いていただければありがたい。【日本IT団体連盟・第6回意見】
- 安全管理措置義務違反を防止するための相当な注意は、それぞれの事業者が置かれている状況によって、ここはかなり判断が異なるところがある。事業者の規模によっても異なると思っており、そのあたりを明確にしていきたい。実例を出させていただくと、ここ何年かの間に病院がサイバー攻撃を受けて情報が漏えいしたとか、漏えいまでには至っていないが、サイバー攻撃を受けたという事態が発生している。現在の病院は、簡単には解決できない状況に置かれていて、大阪急性期病院の例では、病院が直接攻撃されたわけではなく、入口は契約をしている給食センターから入られている。その給食センターのガードが弱かったのも、そこを踏み台にして病院の中に入られている。病院のパスワード・IDの管理がきちんとされていなかったという問題もあり、彼らが使っていたシステムそのものに起因する問題もある。日本で売られている電子カルテシステムで、かなり普及しているものの中には、パスワードがハードコピーされているものがあり、事業者側でパスワードの変更ができないような仕組みがある。そういった環境に置かれている人たちの安全管理措置をどこまでやればいいのか、すぐくばらばらで分かりにくく、もちろん相当な注意を怠ったに該当するかどうかの判断も極めて難しいとされていて、ここで対象の限定を書いているが、外から指摘があったのに、それをちゃんと守れませんでしたというのは分かりやすいと思うが、そうでないものに対しては、主観的要素の判断は難しいとされているので、ここはより具体的にさせていただいて、業界ごとの水準等の関係などをどう見るのかを明確にさせていただくと良い。【日本IT団体連盟・第6回意見】
- 安全管理措置義務が業界ごとに違うのではないかとという点は、景表法と同じ問題を抱えていて、かなり苦労されていると思うので、その経験も参考にするといいのではないかと。【中川構成員・第6回意見】
- 安全管理措置義務に関しては、その判断が大変難しいというところは、全くそのとおりだと思うが、それ以外にも基本的な考え方を同じテンプレートで該当させていいのかどうかというところに若干違和感がある。ここに対する判断基準などの基礎的なところは、それなりに違うのではないかと、特に安全管理措置義務違反に関しては、外から言っても直さないみたいなケースが果たしてどれだけあったのか。過去、何度か御指摘したとおり、指摘したことによってすぐさま改善されるようなものがほとんどであって、この対応が効果的なのか、判断がつきにくいのが後者だと思っており、金額の算定、判断基準に関しても、一事業者として非常に難しいとされている。【若目田構成員・第6回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(対象行為) (つづき)**

- サイバー攻撃を受けた場合、「おそれ」という主観的なニュアンスを含むことで、中小企業にどのような影響が及び得るのかを気にされる事業者が非常に多いのが実態。この辺は非常に丁寧かつ慎重に制度設計を検討いただくことが必要。まさに能動的サイバー防御に関する法案も含め、国としてサプライチェーン全体を俯瞰した国家安全保障、経済安全保障をいかに確保するか、という議論が行われている中、極めて重大な懸念を惹起する気がする。日々高度化するサイバー攻撃によって発生したインシデントの対応に事業者がリソースを割くべきところ、課徴金の対象如何なり、金額の算定なりといった心配事が頭をよぎると、国家全体のレジリエンスを低下させる要因にもなりかねない。【日本経済団体連合会・第6回意見】
- 権利利益の侵害要件は、むしろ権限を狭めているもの。これは行政法規でよくある規定例であり、法令違反だけではなくて、実質的に困っているという事態まで行政側が立証しなければ駄目だという、行政側にとってかなり厳しい要件。ここまで立証がなければいけないというわけだから、経済界にとっては有利な話。現在の監督命令にもそういう要件が入っていて、それに揃えるために入れているということで、その意味では皆さん御存じのものである。要件を増やしているので、その分、課徴金をかけにくくなっているという位置付けであり、権限を拡大するわけではないというところは、御理解いただいたほうがいいのではないかな。【中川構成員・第6回意見】
- 課徴金は、既存の漏えい時における安全管理義務違反よりも加重された要件の下で、発動し得るにすぎない。この点は、まず明確にしておく必要がある。さらに、経団連の指摘を敷えんして言えば、既存の漏えいがあったときの安全管理措置違反は、今の安全管理の水準でいいのかどうか。サイバー防衛とか、いろいろなこととの関係で、あるいは漏えいがあったときの事業者に求められる個人情報保護法上の対応がこれでいいのかという、ある意味では課徴金制度を入れる入れないを超えるより大きな論点でもあるので、この点はこういう議論をしていく中で、そういう御意見があったということを、よく個人情報保護委員会において受け止めていただいて、さらに議論をしっかりといただくということが併せて重要ではないかな。【穴戸構成員・第6回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
（課徴金制度）
（対象行為）（つづき）**

- 今は安全管理措置義務のレベルをどうするかという話をしているのではなくて、課徴金をかけるかかけないかという話をしている。課徴金については、資料の安全管理措置義務のところでも挙げていただいている例は、外部の指摘があって、漏えいのおそれを認識したけれども、追加的措置を講じなかったとか、社内調査で安全管理措置が不十分なことを認識したけれども、追加措置を講じなかったとなっていて、これはもはや事業規模とか、そういうことに関わらないレベル。大きかろうが小さかろうがやるべきことをやらないとか、例えば漏えいしたけれども、その原因を調査しなかったとか、それでまた漏えいしてしまったとか、そういうレベルの話なので、そこのところは再整理していただいて、今、難しい問題になっている安全管理措置義務違反のレベルの話と課徴金を課す場合の悪質なレベルの話は区別して、そして、悪質なレベルというのは、言ってしまうと、事業規模を問わないような、常識的な対応をしないということだと思う。そういうイメージとして、事務局も構成員の多くの方も考えておられると思うので、そのようにしていただければよい。【森構成員・第6回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(課徴金制度の実効性)**

- 国外事業者は恐らく指導 1 件だけだと思うので、なぜそこに勧告などができないのかという点もしっかり考えなければ、課徴金を導入したとしても国外事業者に課すということは望めないのではないか。【新経済連盟・第 3 回意見】
- 会社法では外国会社が日本で取引を継続して行うには登記が必要で、その際には国内の代表者を登記事項としているので、国内の代表者がいるはず。よって、普通は外国企業であっても、国内の代表者に対して命令をかけるということで執行は粛々と進むはず。問題はこの登記について、大企業は大分やるようになったかもしれないが、全般的にいうとやっていない。とりわけ、あまりよくない、よく分からない事業者だと、絶対に登記などしない。こういった登記を怠る外国事業者が問題。では、結局国内に登記していないから諦めるのではなくて、ここにこそ権限行使をしてみせるということがとても重要。公示送達ができるので、半年ぐらいかかると思うが、しかし、公示すれば、それは処分が向こうに到達したことになる。そして、措置命令、課徴金納付命令を発出して公表し、外堀を埋める。結局外国にいる会社も日本の個人情報を使って日本で何かビジネスをすることに意味があるわけなので、日本の取引先、日本の消費者が使わないようにするということで、例えばプラットフォームがそれに関わっている、検索で引っかかるとか、あるいは広告を載せるというのであれば、そういったプラットフォームに協力をいただくという形で外堀を埋めていくことが措置になるのだろうと思う。【中川構成員（プレゼン）・第 4 回意見】
- 本当は違反行為者でないプラットフォーム等に命令ができていいのではないかなと思う。恐らく多くのデジタルプラットフォームと利害は一致していると思われるので、むしろ命令をかけてもらったほうが、速やかに検索から外すとか、あるいは広告を取り止めることがやりやすいと言っただけなのではないか。【中川構成員（プレゼン）・第 4 回意見】
- 措置命令を出すと、措置命令違反の場合は刑事罰になるので、入国次第逮捕であるという事実をもって、（事業者によるが）日本に入国できないようにするところは多少意味があるという形で、域外適用をやっていくのではないかな。【中川構成員（プレゼン）・第 4 回意見】

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について （課徴金制度） （課徴金制度の実効性）（つづき）	■ 違反者が所在不明の場合に課徴金は効くのかという点について、新・破産者マップのような事例については、これは二つの側面を分けて考えなくてはならない。まず、当該事例は違法収益をもたらす非常に違反の誘因性が高いタイプであり、課徴金が必要な典型例だと思われるという側面がある。次に、所在が不明であるという側面について、これは別に課徴金に限った話ではなくて、あらゆる行政処分、ないしは裁判も、所在不明な人にどうやって裁判をしたり、行政処分をしたりするか、これは一般的に抱えている問題。なので、それは課徴金の問題ではなくて、所在不明の場合にどうすればいいかという一般論の話。別にいい方法があるわけではないが、基本的にはおとり捜査等刑事捜査で所在解明をやっていくということになり、行政職員でやるのはなかなか難しい。それから、外国ににいるということが分かれば、所在国の当局との刑事当局同士の調査協力を通じて所在解明という対応を行い、その後、所在が分かったということで措置命令、課徴金をかけて、デジタルプラットフォーム等のいろいろな協力を得て外堀を埋めていくということになると思う。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】
個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について （課徴金制度） （算定方法）	■ （再掲）実際に生じた金銭的利得を一定額上回る課徴金を課すことについて賛成。特に破産者マップには模倣犯みたいなものがたくさん出てきたため、ある程度リスクを感じさせるような法制度でないといけないのではないか。【森構成員・第3回意見】 ■ 違反行為に係る商品・役務等の売上額に一定の算定率を乗ずる方法は必要なのではないか。例えば安全管理措置を怠って不要になったコストを価格等に転嫁できるのではないかという考えは全くそのとおり。【森構成員・第3回意見】 ■ 額の算定について、違法収益があるはずだが、計ろうとしても内部の帳簿がないと分からない、報告命令や立入検査をしようとしても全て拒絶されるといった場合にどうするかというのは非常に重要な規定。これは独禁法にも景表法にもあるが、推計する権限を認めないと、真面目に報告した企業が損をし、拒否したほうが得をするという非常に不当なことになるので、この推計規定、ないしは違法収益のみなし規定はとても重要であり、既に立法例があるところ。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(算定方法) (つづき)**

- 課徴金の算定において考慮する際に、問題になるとしたら、被害回復、すなわち被害者に対する損害賠償をしたかというところは問題になるが、そうではなくて、何らかの事情で違法行為によって得た利得がなくなった、例えば遅ればせながら安全管理措置をしたのでその費用でなくなったということもあるだろうし、違法なプロファイリングによって作成したデータベースを販売して、その販売した代金を買った者に返金したということもあるだろうが、そういったことは、全く考慮されるべきものではないのではないか。他法令の前提としているところは、違法行為によって発生した問題、損害を回復したならば、それは課徴金額に反映しようという話なわけだが、それと関係ないところで何かの事情で費用がかかってお金がなくなったとか、買い主にデータベースの代金を返したとか、そんなことは考慮されるべきではない。【森構成員・第5回意見】
- 事務局が前回までに示したものは大きく二つあると思っており、何かしら違反した行為に基づいて売上が観念できるようなものについてそれを剥奪しようという話と、本来であればこのぐらいコストをかけるべきだったのにそこをかけなかったという話。これらはかなり大きく異なるものだと思う。性質の異なるものを整理しないで議論するとばらばらになってしまう印象。他法令の事例を見ても、大きく二つあるもののうち、本来のコストというものを観念したものはないと思っている。もちろん決まった額でこういう報酬、などという例はあるかもしれないが、前回までに示された考え方で言うと、本来実施すべき法令遵守体制を金額とかコスト換算することをした上で、違反行為をした事業者が実際に掛けていた法令遵守体制の金額コストを換算して、そのギャップを考えるということはすごくチャレンジングというか、今までにない事例だと思う。そもそも悪質性をどこに見いだして、そこにおける経済的利得とは何なのかということを考えないと、課徴金はどうやって考えるのか、というところに進まないのではないか。【新経済連盟・第5回意見】
- 財産上の利益を得たかどうかの認定は難しいと思うが、そこまで要件にする必要があるのか。財産上の利益を得たかどうかは、課徴金の額に反映すればいい話。あわせて、財産上の利益を得るつもりだったが、違反者がまぬけで取りそこなったといった場合、課徴金はないのか。【中川構成員・第6回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(算定方法) (つづき)**

- 不当利得という言葉は違法収益と書くのが正しいのではないか。その上で、その額に限定して課徴金額にするように見える。そうすると違法収益を没収するという意味になるが、没収制度にするのであれば、主観的要件などの限定は要らないのではないか。課徴金は違法収益プラス10%とか、税金の加算税であればごまかした分掛ける20%程度になる。そこまでして抑止する必要がある場面を絞り込むため、悪質な違反に限定しようとする一環として、主観的要件を課すかといったことになる。課徴金制度であれば、違法収益掛ける10%、5%でも3%でもいいが、本来得られなかったお金を返せばいいだけでなく、プラス損をするという厳しさがあるので、絞り込んで適用していく。主観的要件等を入れていくと、こういう関係にあると思う。2種類の性質が混線しているように感じた。【中川構成員・第6回意見】
- 安全管理措置義務違反の場合の算定期間は極めて長期間になる可能性もあると理解。【日本IT団体連盟・第6回意見】
- 没収なのか、それとも課徴金なのか。事務局は最初から制裁金ということで議論しているはずだと私は理解しているが、13ページの冒頭に違反行為対価額と同じだとポンと打ち出す書きぶりなので、これだとやはり没収になるのではないかと私どもには読めてしまう。書き方としては、例えば違法収益掛ける1.5を最高額とするが、最低掛ける1ということにもなるとすれば、これは課徴金だということになると思う。掛ける1の場合は実質的には没収とは変わらないが、それでも抑止効果があるのは、例えば調査に協力するなど、そういう要素を入れていって、そういう場合には、違法収益の相当額で課徴金とするのでも十分抑止力があると説明すれば、制裁金になる。説明の仕方を変えていただだけでもいいのではないか。【中川構成員・第6回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
（課徴金制度）
（算定方法）（つづき）**

- 安全管理措置義務違反に関連して、通常、違反行為に係る売上げとか、何かしらの違反行為とか、取引に係るものについて算定の基準にしているものが多いと思っており、それからすると、今回、案として出されている違反行為そのものと直接関係のない事業者の売上げの全部というのは、かなり画期的な考え方なのではないか。第三者提供関連と安全管理措置義務違反はかなり性格が異なっていて、やはり経済的誘因が安全管理措置違反の場合は考えづらいし、そこに対して課徴金という話になると、元の数字として出せるものが売上金しかないみたいな感じに聞こえるので、課徴金の制度としてそれが妥当かというのは、かなり疑問。【新経済連盟・第6回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(加算・減算規定)**

- 違反行為を繰り返す悪質な事業者に対する抑止力を確保する観点から、繰り返し違反に係る加算規定を導入することに賛成。2回やるというのは信じがたいものがあり、それでよいのではないか。また、そもそも悪質事案に限定するということもだが、このような違反行為を繰り返す悪質な事業者に加算する、また、課徴金によって不正収益を剥奪するということは、結局のところ差別化につながるのではないか。消費者団体の意見にもあったが、プライバシーガバナンスを確立してちゃんとしていれば、一線を画した運用ができ、それをしない事業者、コストを節約して法令に対して関心を持たない事業者が制裁されることによって差別化できるということになるのではないか。【森構成員・第3回意見】
- 違反行為を繰り返す事業者には加算規定の導入をすることで差別化ができるのではないかという御意見に賛同。【全国消費者団体連絡会・第3回意見】
- (再掲) 課徴金の対象範囲をしっかりと限定して、また、その額の算定について、例えば報告をしっかりと、経済的な利得を戻したというような誠実な対応を行った事業者については減額するというような、しっかりと制度設計をすれば真に悪質な行為を抑止するだけで、適法な行為に対する萎縮効果にはあまりならないように感じる。むしろ、悪質な行為に適切に課徴金を課すことで適法な行為というものをエンドースして、健全なデータ利活用を促す意味を持つように思う。【山本構成員・第4回意見】
- (再掲) 加算の部分で、アルファを定率20%とするのか、様々な計算パターンを考えて、その事案によっていろいろ柔軟にやっていくのか、これも様々な選択肢がある。額の増減、繰り返し違反による増額、自主通報による減額、返金はどうなのか。返金については、景表法は返金をするならばその分だけ課徴金を減額する、独禁法は減額しないといったように、考慮する選択肢もしない選択肢もどちらも理論的にはある。返金というのは結局損害賠償であり、過去の違反行為の「後始末」であって、将来に向けての「抑止」とは別の話。そのため、両方かけても構わないし、それを考慮しても構わないという立法政策の問題であり、どちらでもありうる。【中川構成員(プレゼン)・第4回意見】
- (再掲) 減算規定と加算規定のところは、経済法だからワークする枠組み。それをこういうところに持ってくるということ自体、ちゃんと法律の性格とか枠組みを考えていないのではないかと思わざるを得ない。一般法だということをきっちり踏み外さないようにしていただきたい。【日本IT団体連盟・第3回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(加算・減算規定)
(つづき)**

- (再掲) 経済法だったら課徴金がフィットするという話ではなくて、その法律で定めるルールに違反することによって、経済的利益が一定程度上げられることが典型的に想定されるようなものであれば、それは課徴金がフィットするということで、経済法でなければ課徴金が入れないということではない。【森構成員・第3回意見】
- (再掲) 課徴金制度は、個人情報保護法に限った話ではなくて、ほぼ全ての法令に親和的。したがって、法分野によって合う、合わないものがあるわけではない。【中川構成員(プレゼン)・第4回意見】
- 景表法では返金措置と課徴金という本来関係ないものをくっつけた。これはなぜかという、消費者法の世界では10年以上前から、消費者に被害をどうやって返金するか、それに行政がどう関わるかという問題がずっと課題であるが、みんなが納得する解決が出てきていない。そのひとつとして、課徴金をてこに何とかできないかというアイデアが随分前からある。一番簡単なのは課徴金で1回国庫に入れたものを例えば消費者団体とかに渡して返金をしてもらい、それでも残ったら国庫に返してもらおうというもの。しかし、国庫に入ったものを外に出すことはまかりならんということで、実現していない。そこでつくったのが措置命令後に返金計画を立てて、それが承認されたら課徴金を減らすという景表法の制度。ただ、これはなかなか実施が難しい。措置命令と課徴金というふたつの処分の間を空けると、事業者からすると二度叩かれる。命令を受けたことが報道され、その1年後にまた課徴金処分が報道されるという、二度叩かれるのは非常に困るという要請があるので、できるだけ措置命令と課徴金の間を短くしたい。ところがそうすると今度は、返金措置命令の準備に1週間しかなくて無理ということで結局利用率が非常に低い。もちろん返金すること自体も難しいが、そういう時間的な無理が生じている。水と油をくっつけた結果、使いづらくなったというところ。課徴金を国庫から1回出してという荒業をしない限りはなかなかうまくいかない。返金措置と課徴金をくっつけるというのは、あまり期待しないほうがいいのか。【中川構成員・第5回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
(課徴金制度)
(加算・減算規定)
(つづき)**

- 経済的利得として、個人情報の適切管理費用をかけなかったという利得と、法令違反でもうけたという利得を両方上げるのは概念として不統一ではないかという意見について。そもそも経済的利得というしっかりした概念があるわけでもなく、そこはぼんやりとした言葉。課徴金は違反抑止であり、抑止に資するのは幾らなのかを考える制度。ざっくりと売上の2%を一律に課すでも別に構わない。違法収益の没収制度ではなくて、抑止に足る経済的な不利益を負わせるのが課徴金。違反をしたら損したと思わせなければならない。そうすると、損は事業者の規模によって違うため、単純に規模によって何%とやっても全然構わない。ところが、それはどうかという声があるので、あえて経済的利得というところに算定根拠を引っかけられないかと、かなり妥協して経済的利得を何とか計算していこうとなっているわけで、そもそも経済的利得を出発点にしなくてはならないわけではない、しなくてもいい。つまり、赤字企業だけれども、従業員が何人いるから幾ら、といったことをやっても構わないが、それはいろいろな意味で経済に対する影響なども考えて、経済的利得を出発点として観念しておきましょうということになってきた。逆に言うと何を観念してもいい。個人情報保護法の場合であれば、独禁法であれば売上に対する何%から計算が始まるが、個人情報法ではそれを逆にして、まずはこのぐらいの規模の企業であればこのぐらい個人情報セキュリティにお金がかかるという業界的な平均値を出して、その何%ぐらい浮いたかをこれも適当に平均値を掛けて、つまり管理費が浮いた分を基礎に置いて、それにプラスして、法令違反によって得た利得を加えていくという計算式にしてもいい。つまり経済的利得はどうやって皆さんに納得していただくかという便法であり、概念的な一貫性なんてそもそもないということが重要。【中川構成員・第5回意見】

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (行政庁の裁量)	■ 義務的にかけるのか、それとも、裁量的なのか、かける、かけないは行政庁の裁量でやるとするのか。現在日本にあるのは全て義務的課徴金の制度だが、これは行政法の理論的にも比較法的にもものすごくおかしい。不利益をかける行政処分というのは本来裁量がなくてははいけない。義務的に形式的にやると、過剰になったり、過少になったりする。不利益は慎重に投げなくてははいけないので、裁量を認めるのが行政法理論では当たり前だが、なぜかこれは歴史的経緯があるのかもしれないが、日本では課徴金という義務的なもの、形式的に計算しているものに限定されているが、立法上の選択肢としてはそんなことは全くないということは強調しておきたい。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】 ■ 悪質なものに限って課徴金を課すには裁量性が必要になる。課徴金納付命令をする・しないの裁量。違反がある人にはまず措置命令をかけなくてははいけない。何とか後始末をしてもらなくてははいけない。そのうえで、この事業者が違反抑止をどういう体制でやってきたのか、たまたま経済状況が暗転して、いろいろうまくいってなかったときに違反があったとか、そういったいろいろ酌むべき事情があるならば、課徴金をかけない、あるいは半額にするとか、そういう裁量があることによって悪質性をあぶり出すことができる。逆に裁量性がないと全員一律で、違反があったら常に課徴金ということになる。それが厳しすぎるということもありうるということを御指摘したい。【中川構成員・第5回意見】
個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について (課徴金制度) (適正手続)	■ 言うまでもないが、事前の適正手続、それから、事後の適正手続について、こういう権利保護は相手方に認めなくてははいけない。【中川構成員（プレゼン）・第4回意見】

■ 団体による差し止め請求制度及び被害回復制度

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について

（団体による差し止め請求制度及び被害回復制度）

（全般）

- 違法な個人情報の取扱いによる個人の権利利益の侵害は、個人に深刻な被害をもたらしても本人の権利行使による対応には限界があることは現状明らか。団体による差し止め請求制度によって被害をもたらしている行為の停止を求めることができることは極めて重要。資料にあった差し止め請求の流れの図にあるように、まずは裁判外の団体と事業者との協議の段階で業務の改善がなされた場合は訴えの提起に至らないということを踏まえたならば、殊更に濫訴を懸念する経団連等の見解に妥当性を見つけることはできない。建設的な制度導入の議論が今後深まることを望む。【主婦連合会・第4回意見】
- 現時点では国民の方々の個人情報に関する認識は非常に低い状況があり、疑問があってもどこに申入れたらいいのかということが非常に分かりにくい。認定団体があるが、業界団体であり、消費者から見れば同じ業界ではないかというような懸念もあり、また、窓口の広報が不足していることも感じられるので、そういう意味では広報することは必要。加えて、個人情報自体は、基本的にはその個人のものとみんな思っていると思う。そうした中で、それを社会のため、あるいはその人個人にとっても利益となるように利活用するというような目的であれば、まずは信頼の確保が必要であり、その利益がどのように個人にとって、あるいは社会にとって還元されるのかということの見える化が必要。しかしながら、今現在、ほかの分野の消費者と事業者との関係性と同様に、個人情報においても情報や、あるいは交渉力が違うことが前提となっているため、一個人が申入れをしたとしても目的がかなうことは非常に少なく、あるいは窓口で申入れをしたとしても、それがあっせん・解決してもらえんというところは考えにくい。そうした中で、法律に基づいた差し止め請求制度により、団体が話し合いの場を設けることができる、話し合いの機会があるということになれば、それは消費者を代表する団体と事業者の非常によいコミュニケーションの場になると思う。そこで改善すべきことは改善してもらい、そして、消費者のほうの理解が間違っているのであれば、それはそれで理解していく。コミュニケーションの場が増えるということは、お手数なのかもしれないが、それは決して悪いことではなくて、世の中をよくする、会社をよくするという意味で非常に有益な場になると御理解いただいたほうがよいと思われるので、差し止め請求制度をぜひ導入していただきたい。【全国消費生活相談員協会・第5回意見】

■ 団体による差し止め請求制度及び被害回復制度

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について

（団体による差し止め請求制度及び被害回復制度）

（全般）

- 差し止め請求に反対する理由がいま一つよく分からない。適格消費者団体からこれはおかしいのではないかという相談が事業者にはたくさん来て困るということをやっていたと思うが、しかし事業者からするとそれはむしろ宝の山なのではないか。それに対して自分たちが正しいと思うのであれば、事業者自身が理論武装の必要性を知る機会になる、つまり、この後、行政から指摘されたときに対してどのような応えができるかという気づきの場になる。もし逆に、指摘どおりでありこれはしまったということがあれば、これも気づきの場になる。いろいろな意味で予防の場になるのではないか。適格消費者団体は、そもそも人が足りていないので、濫訴する余地もないと思うが、仮に適格消費者団体が非常に多くの人員を擁して多くのことをやってきたとしても、むしろそれは非常にいい指摘の場なのではないか。差し止め請求の訴えは、負けたら消費者団体はものすごいダメージなので、よほど自信がある場合しか提起しない。事業者側も消費者団体の指摘に納得しないという場合だから、これは正面から見解が違ふ場面なので、これこそまさに裁判で明らかにしたほうが、事業者にとってもクリアにしたほうが良い論点であるから、事業者にとってもメリットがあると思う。その意味で特に誰にデメリットがあるわけでもないように思う。【中川構成員・第5回意見】
- 適格消費者団体としていろいろな活動をしている中で、個人情報保護法が対象になるということはとても大切なこと。個人情報のことについて相談をするという発想がなかなかない国民が多いと思うが、そういう中で消費生活センターのようなところに相談をする、それから、特化した適格消費者団体に相談するというように、順々に相談先が見えてくるというのが現在の状態だと思う。団体の専門家の先生方もほとんど持ち出しをして、ボランティアプラス持ち出しぐらいの状態でこの活動を続けていらっしゃる団体ばかりだと思うので、そういう中で丁寧に調査をした上で申入れをし、そして、相手先ともきちんと議論をしてということになる。その結果、これはおっしゃるとおり直しましょうということになったときには、場合によっては事業者団体へ情報も提供し、団体としてもこういう項目が間違っていたのだということを理解して広げてもらえるということに鑑みると、そういう意味では差し止め請求を取り入れることはとても大切なことだと思っている。経済団体は、いつも濫訴で大変なことになってると思ってらっしゃるかもしれませんが、時間もかけて丁寧にやっているのでも、むしろ事業者にとっては、むしろありがたいと思っていただければいいのではないかと。【長田構成員・第5回意見】

■ 団体による差し止め請求制度及び被害回復制度

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について

（団体による差止請求制度及び被害回復制度）

（適格消費者団体の活動状況等）

- 適格消費者団体は不特定かつ多数の消費者の利益を擁護することが目的。申入れを行うことで規約が明確化され、分かりやすい表示になることで消費者が誤解したり、被害をこうむったりすることがないように業務改善される。それは消費者の利益となることはもちろん、事業者にとっても消費者に対して適切かつ公平に対応できるようになり、結果的に事業者への信頼が高まり有益なことであると考えている。また、新規立ち上げの事業者などが法律や制度について理解不足のケースがあるが、申入れにより規約や運用・サービス内容を見直すきっかけになったケースもある。また、多くは申入れの後の話し合いで解決しており、差止請求訴訟に至ることはほとんどない。事業者の方々の濫訴になるのではないかという御懸念は全くない。【全国消費生活相談員協会（プレゼン）・第4回意見】
- 適格消費者団体の活動をしている弁護士等は多くは無報酬、少額の報酬で活動しており、私たちとしては頭の下がる思い。適格消費者団体である本協会においても金銭的利益はない。適格消費者団体の活動は利益を目的としている部分は全くないということもお伝えしておく。以上のことは本協会に限らず、ほかの適格消費者団体も同じ。【全国消費生活相談員協会（プレゼン）・第4回意見】

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について

(団体による差止請求制度及び被害回復制度)

(適格消費者団体の活動状況等) (つづき)

- 消費生活センターやお客様相談窓口などに申出をする消費者はごく一部。申出をしても不満を受け止めてもらえないケースもあり、その場合、被害や不満はそのまま残り、消費者の満足度は下がる。団体訴訟制度は国や自治体による行政処分や行政指導に至るまででない、あるいは行政がまだ気がつかないけれども、実際には多くの消費者が不満に思ったり被害が発生していたりする事案について効果を発揮している。安心安全な社会のために必要な制度である。【全国消費生活相談員協会（プレゼン）・第4回意見】
- 経団連では、消費者の方々の理解を得るべく、経済広報センターとも協働しながら、セミナー等のツールを活用している。もし足らざるところがあれば、私どもはいつでも消費者の方々との対話を歓迎する。規律強化によらずとも、コミュニケーションの場は必ずつくってまいりたい。【日本経済団体連合会・第6回意見】
- 日本にはたくさんの企業がある。今、企業を立ち上げる、いわゆる消費者契約法という事業者性を持つことは、非常にハードルが低くなっている。このような議論をここでしていることも知らず、やっている事業者さんも中にはいらっしゃると思う。一方で、しっかりおやりになっていらっしゃるような事業者から逆に萎縮すると言われている。これまでも出てきているが、どうして萎縮するのか。消費者団体は、様々な消費者の方から意見を伺う。自分ではできないような高齢者の方、障害者の方もいる。どちらかという、消費生活相談は、行政でやっているの、住民の安全・安心を支える下支え。経団連がしっかりとやっていることは、十分に理解しているが、そうではないところも実はある。そういうところに対して、やはり分からないところに、人は不安を感じる。その不安に対する手当てとして、こういった制度設計が必要ではないかということで、今、議論をしているのだと理解している。【全国消費生活相談員協会・第6回意見】
- 認定個人情報保護団体に参加されている企業の方がどれぐらいいるのかという観点もあり、そちらに加盟していないところについては、全く何も手当てがされないということを踏まえると、やはり適格消費者団体なり、消費者団体の役割として、セーフティーネットの網を細かくしていくという観点からも、役割分担としてそれぞれが手分けをしながら、協力をしながら進めていくということが求められているのだろう。【全国消費者団体連絡会・第6回意見】

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
（団体による差止請求制度及び被害回復制度）
（現行制度との関係）

- 個人情報委員会の相談ダイヤルを広く情宣し、場合によっては体制を強化することによって、窓口がそこに一つとなれば、特定の企業に複数の苦情があるとか、そういう傾向も分かるのではないか。何よりも委員会から事業者アプローチをすると、すぐに利用停止をする、もしくは消去する、開示請求に応じるなどにより、ほぼ2～3日のうちに解決するというのが大半。そういったものがほぼ全体のケースであれば、団体訴訟制度そのものの議論の前に今の体制の強化であるとか、逆に企業そのものがそういう形ですぐに解決できれば、その状況を見た上で議論してもいいのではないか。【若目田構成員・第4回意見】
- 消費者団体のほうへの苦情そのものも相談ダイヤルとシェアする、もしくはシェアした結果としての対応の窓口として認定個人情報保護団体のように業界全体の影響力を持っているところにフィードバックする。今の実態、どう解決できるかということと、どれだけの数があるのか、なぜ個人情報保護委員会には相談がしにくいのか、そういったところを量的なものを含めて確認をした上で検討を進めるべきではないか。しっかり客観的にそういったような数値、ないし状況をつかむべき。【若目田構成員・第4回意見】
- 消費者や小規模事業者が直接個人情報保護委員会に申入れするというのが、果たしてどの程度の割合なのかという問題がある。消費生活センターに苦情を寄せている方というのは、統計によると不満を持った方の10%程度といわれている。そうした中で、もっと受付窓口が狭いと思われる個人情報保護委員会のほうで、どの程度それが受け付けられて、そして、それが実効性のあるものとして効果を発揮するのかというところ。そこを補填するというか、それを官民連携して広く実行するという意味では、差止請求の制度というのは非常に有効ではないか。【全国消費生活相談員協会・第4回意見】
- 現行の個人情報保護法制全体として見たときに、委員会が何でもこの種の問題に対応するわけではないというときに、もう一つ必ず出てくるのが認定個人情報保護団体の役割のはず。例えば消費者あるいは消費者団体からの苦情に対して、認定個人情報保護団体のほうで、例えば適正な対応を事業者に対して求めた結果として問題がうまく解決するという世界も、もともとこの法律では想定されていた部分があるが、それは機能しているのかどうか。消費者、経済界、個人情報保護委員会から、認定個人情報保護団体の今の仕組み、苦情の申し入れ等の仕組みがどう見えているのか、聞いてみたい。【穴戸構成員・第4回意見】

**個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
（団体による差止請求制度及び被害回復制度）
（現行制度との関係）（つづき）**

- （現行の団体による差止請求制度について） 契約条項の差止請求については、条項が無効と判断され差止が認められたら、差止以前の契約に係る部分についても対処しないといけないのではないかと思います。【新経済連盟・第5回意見】
- 消費者の相談について、個人情報保護委員会の相談ダイヤルにおいて、違法の可能性の示唆であるとか、もしくはあっせん等によって、多くの相談は本当に短期間に改善しているのが実態だと感じる。【若目田構成員・第5回意見】
- 消費者団体のほうから、苦情があっても声を上げられないような方のほうがはるかに多いという話があったが、この問題は、特に個人情報保護に関してそういうチャンネルがあるということをまずは国民に周知し、底上げすることが重要なのだらうと思った。そのようなできる打ち手とか、やるべきことをしっかりやった上で、あっせんによって改善するようなケースや、指導に移るケース、そういった情報をきちんと取りまとめた上で、さらにそこに専門性が必要なのであれば、分散をするよりも、専門的な例えば個人情報保護委員会の相談ダイヤルの人的な充実であるとか、もしくは国民への周知等々によって、冷静に分析をした上で取り組むことが、我が国の消費者保護にとって重要ではないかと、一国民として思った。すなわちこの制度のその是非の議論という前に、客観的に使うべき、可視化すべき実情があり、そこに対する打ち手を優先した上で、制度の必要性を考えるべきではないか。【若目田構成員・第5回意見】
- 認定団体と適格消費者団体による差止請求制度は性格が違うもの。認定団体の取組とは別に差止請求についても必要。【全国消費者団体連絡会・第5回意見】
- 団体による差止請求の議論と認定個人情報保護団体は、それ自体として制度としては別物であるということは承知している。ただ、基本的にそれらの制度全体として個人情報保護法が向かっていこうとする一つの考え方として、消費者、個人情報の本人、それから、個人情報を取り扱う企業との間で実効的なコミュニケーションが行われて、適正な個人情報データの利用の利便性を確保しつつ、個人データの取扱いの安全を確保する、こういう観点から見たときに、この二つの制度は機能的には非常に共通する部分、つまり消費者、個人情報の本人と企業とのコミュニケーションを促進して、トラストをつくっていくという点で両方共通する部分があるのではないかと。よって、今後団体差止請求制度を導入する・しない、あるいはするときにどういうことが考えられるかといったときに、認定個人情報保護団体の現状を見ると、金融分野、それから、放送を含む情報通信分野の取組はしっかりしている、それ以外のところはどうもあまり実例がなさそうだといったようなことも踏まえて検討いただくとよい。【穴戸構成員・第5回意見】

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
（団体による差止請求制度及び被害回復制度）
（現行制度との関係）（つづき）

- 被害回復制度については、現行の法律の中でできることがかなりたくさんあるので、そちらの推移を見守るべき。【新経済連盟・第6回意見】
- 差止め請求に関しては、端緒情報を基に具体的にどういった調査をするのか、そして、そういった体制が団体に備わっているのか懸念として持っており、今、この制度を導入してしまうと、団体と事業者の間でそのあたりのやり取りに紛争が発生してしまう可能性があるというところを心配している。【新経済連盟・第6回意見】
- 適格消費者団体が苦しい中でやっているのは事実だが、私どもは事業者の方と紛争をすることを目的としてやっているわけでは全くない。消費生活センターで相談をされても、そこでは拾い切れない様々な問題がある。それについて、例えば国民生活センターや行政のADR、それから、調停や裁判、いろいろな形で紛争解決しているところを御案内している。その中の一つとして、適格消費者団体による差止め請求というものがある。そういった中で私どもはやっており、争いになって、裁判のような、勝った、負けた、ということでは全くなく、困っている消費者の被害救済なり、消費者被害が今後出ることを抑止する、それを広げないようにするためのコミュニケーションの一つの手段である。こういった制度がないと、一消費者団体が事業者になんか申し上げても、聞いていただけることも少ないと思うので、こういったルールにのっとった形で話し合いをさせていただくという、また一つやり方、方法が増えるということ。いろいろな消費者がおり、個人情報の問題は様々な分野がある。それぞれに合った形の方法があるということは、消費者だけではなく、事業者側にとっても非常にいいことだと考えており、その御懸念はないのではないかと。【全国消費生活相談員協会・第6回意見】

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について

(団体による差止請求制度及び被害回復制度)

(団体による差止請求制度及び被害回復制度の想定される対象行為・運用)

- 今までの差止請求の対象は比較的個人、消費者の方の被害相談から直接的に分かりやすい部分が多いというか、例えば不当勧誘だったり、誇大広告だったり、あるいは契約条項だったり、客観的な情報入手しやすい部分も多い。今回、個人情報保護法の観点でいうと、事実確認、調査がかなり難しい部分があるのではないかと。我々事業者としてもいろいろ消費者から問合せや質問をいただくが、こと個人情報に関しては、その消費者が言っていることがまず事実かどうかをどう確認するかというところがあり、最終的にはなかなか確認が難しい。特にフィッシング被害にお客様側で遭ってしまっているような場合には確認が難しいといったこともあり、これを差止請求で対応しようとしたときにどうやってやるのか、本当に消費者団体の業務としてなじむものか。最終的に訴訟になるものが少ないとしても、その手前の申入れ活動は結構お互い大変だったりして、場合によっては本当に消費者からの声があるのかと思うようなケースが来てしまったり、何度御説明しても細かいところでのやり取りが続いてしまったりすることもあると認識している。申入れの質を事業活動の改善につなげていくという好循環にするため、この個人情報保護法の分野がなじむのかということが疑問。【新経済連盟・第4回意見】
- 被害回復請求に関しては、既に故意、それから、財産的損害が生じているもの、合わせてできるものについては対象になっている。そうすると、残っているのは故意がなくて漏えいしてしまったケースで財産的被害も生じていないものになってくるが、そこについてどういうものを対象にしようとしているのかとても気になっている。お金もうけのためではないと仰っているのは、今そうならないことは認識しているが、もし、被害回復請求が残った故意でない漏えい事案とかになると、それは団体になって、被害が起きていないけれども、きっと精神的損害があったに違いないといって何件掛ける幾らというのが、いろいろな事業者に請求できるようになってしまうということが実現してしまうので、そこは事業者としては非常に不安に思っている。【新経済連盟・第4回意見】
- 事業者が、これから行おうとしている事業についてプレスリリースし、それに違和感を覚える人はたくさんいて、そういうことが差止対象になったりすることはあり得る。特に不適正利用の禁止とか、適正取得義務違反とか、そういう抽象的な義務規定との関係では委員会は法執行しないけれども、消費者としては、それは個人情報法に違反しているのではないかと考える場面というのはあり得る。それが差し止めの話。被害回復のほうでは、情報漏えいが典型的な場面かと思われる。現行制度では、なぜか財産的被害が同一案件で一緒に発生していないと駄目で、つまり慰謝料請求だけだと駄目、あるいは故意がないと駄目と言われてしまうと、情報漏えいが外れるので、今回は情報漏えいの場合を想定しているということかと思う。【森構成員・第4回意見】

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について

（団体による差止請求制度及び被害回復制度）

（団体による差止請求制度及び被害回復制度の想定される対象行為・運用）（つづき）

- 新しいサービスを公表すると、そこで「むむっ」となって、問合せをしてみるかとなってしまったのだと思った。情報漏えいは故意がなく漏えいしてしまった場合、結局、今は報告とか公表をしなくてはいけないので、最大何件の可能性がありますみたいなことをいうと、何件掛ける幾ら請求しようということになってしまうと思う、それはかなり影響が大きいと思った。【新経済連盟・第4回意見】
- 特定適格消費者団体の活動を寄附で賄うといってもなかなかそうもいかないと思われる。事業者へのインパクトが大きいという点はそのとおりだが、大量少額被害の場合、被害回復のコストが1人ずつだと被害自体を上回ってしまうため個々の被害者は提訴できない。それが正義にかなっているわけではないと思う。言い方は悪いが泣き寝入りが広く存在してしまっているという状態。被害回復の訴訟を認めれば、特定適格消費者団体にも一定程度の金額は入ってくる。もちろん一個一個は少額でしかないが、その中で、特定適格消費者団体が2割いただくとか、そうすることによって一定程度の財源にもなるのではないか。差止請求は全く経済的なことと関係しないため、被害回復請求を消費者団体が担当するということは、その財源という観点からも意味があるのではないか。【森構成員・第4回意見】
- 事業者の内部でどのようなことが行われているかということは、消費者は分かるわけがない。そこで不安があるとか、もしかしたらこうかもしれないというような御相談があった場合は、それを端緒情報として個人情報保護委員会と連携するなり、情報収集をする必要がある。申入れをするという段階の前に問合せということもやっており、外から分からない事情がもしかしたらあるかもしれないというような場合には、対象事業者のほうにこういうことがあるけれども、この点はどうなっているか御説明くださいというような問合せをして、その上でさらに申入れをするかどうかということを検討している。そういう中で検討していくしかない。【全国消費生活相談員協会・第4回意見】

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について

（団体による差止請求制度及び被害回復制度）

（団体による差止請求制度及び被害回復制度の想定される対象行為・運用）（つづき）

- 規約の中で、故意かどうかは分からないが、個人情報保護法をよく理解されていない事業者もたくさんいる。そういう中で、不当な、本来あってはならないような規約で情報収集をするとか、不適切な第三者提供をするとか、そういうことを故意ではなくやっている、それを規約に書いているというようなケースも中にはあるのではないかと。そうしたものは非常に明確なものであり、それについてはおかしいということは申入れができる。これについて消費者から現状相談がたくさんあるかという、そうではない。個人情報というものに対する認識が非常に低い。今回このような形で検討会が開かれ、そして、個人情報の重要性を理解してもらい、例えばそのサイトを利用するときには事前に必ずその部分を見る、そこでおかしいことがあったら、ここに通知してくださいというようなことがきちんと理解されれば、相談というのは増えていくのではないかと。（被害が起きていなくても団体による被害回復請求が可能となり得るという指摘について、）そこは分からない。ただ、被害回復をしたからといって、その利得を、その団体あるいは弁護士がそのまま受け取っているわけではなく、被害に遭った方に対して分配をすることになるかと思う、全部残るということは想定できない。【全国消費生活相談員協会・第4回意見】
- 例えば消費者団体の方々からすれば、この制度があれば早く言えたと、あるいは委員会がこれまでいろいろ行政指導であったり、勧告であったりされたけれども、もし、消費者の方にこういう権限があれば先に早く対応できた、早く動いて例えば事業者の方に対応していただいたとか、あるいは事業者の方々が対応しないので差止めをして、その結果として被害を防げたのではないかと、あるいは結局事業者の方が例えば炎上とか、あまりよろしくない形で止める前に、あるいは止まらざるを得なくなる前に、消費者の方から意見を受けることによって、炎上とかそういう形ではなく、消費者の方から見るとそうなのだ、だから、ここは止めようとか、規約の内容を変えようとか、そういうポジティブなことにつながった例はこれまでも幾つもあったと思う。そういった例にどういうものがあるかとか、それを強化するためにこの仕組みがいいかどうかというようなお話になるのだと思うところ、その辺りのファクトが消費者団体の方々や、あるいは委員会が見ていて気づいた例があると、さらに議論が深掘りできていいのではないかと。【穴戸構成員・第4回意見】
- 大規模な漏えいがあって、それで現実に被害が多く消費者の方々に発生しているけれども、事業者の側が対応していないといった事例が、例えばどんなものがあるのか、そういう事例があれば、特定適格消費者団体による被害回復のための制度に意味があるといった内容を議論するための素材として、ありがたい。【穴戸構成員・第4回意見】

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について

(団体による差止請求制度及び被害回復制度)

(団体による差止請求制度及び被害回復制度の想定される対象行為・運用) (つづき)

- 消費者契約法第41条1項において、差止請求に係る訴えを提起する前に書面により事前に差止請求をしなくてはならないことになっており、いきなり訴訟することはできない。個情法においてもそうした制度を採れば、適格消費者団体から41条請求が来た場合、差止請求訴訟されるかもしれないということで真剣に検討して、対象行為を止めるさらなる動機を持つことができる。【森構成員・第4回意見】
- 差止請求は違法なものを止めていただくという話なので、原則として特に義務を限定する必要はない。事務局資料では、全体的に緊急命令と利用停止請求、これのアンドを取るという考え方かと思うが、そんな必要は全くなく、結論的には勧告対象になっている義務規定を差止めの対象にすればいい。なぜなら、差止めの場合、別にそれで課徴金のようにお金を取られるということではなくて、違法な行為を止めてくださいと言って、かつそれが裁判所によって確かにこれは違法と認められた場合に止まるという話なので、事業者側からしても、なるほど違法だったのだと、知らなかったけれども、分かりましたということで止めればいい。損害賠償などとも連動していない。【森構成員・第5回意見】
- そのときに、例えば利用停止請求との関係で、利用停止請求の要件自体が狭いという意見はずっと前からあるわけで、私もヒアリングのたびに申し上げているが、JIS Q 15001の基準とも乖離している。利用停止請求がもともと狭い。そして、緊急命令に至っては通常の命令とは違って勧告を前置しない特別な緊急事態に発動される命令。しかも要件として権利侵害が実際に起こっている、権利侵害が差し迫っているではなくて、実際に起こっていることが求められている。そうすると、例えば事業者が何かのプランを発表し、発表すること自体はいいことだが、そのときに消費者がそれを脅威と感じて、それは止めていただきたい、それは個人情報保護法の違反ではなからうかと多くの人が思ったとしても、それはまだ権利侵害が発生していないので、緊急命令と同じ条件にしてしまうと、それを差し止めるわけにはいかない。ということなので、そこは緊急命令とか利用停止請求で、それと同じように考えて縛っていくのではなくて、むしろ事実上何でもかんでも差止請求するみたいなことは正直なところ起こらないと思う。資料中に、複数の適格消費者団体から意見を聴取したという記載があり、私も幸いに適格消費者団体の弁護士の方からいろいろ聞くことができたが、マンパワーに限りがある、これが本当に決定的な事情。違法な個人情報の取扱いがなされている事案の全てに対応することはできない。多数の苦情が寄せられている等の事情により、優先度の高い案件から優先的に対応することとなり、それによっておのずと縛りがかかってくる。要するに間口を狭める必要はなく、努力義務とかそういうものが除かれている勧告対象の義務違反について差止めを認めるということでもいいのではないかと。【森構成員・第5回意見】

個人情報保護法の違反行為に係る事例及び現行制度と検討の方向性について
（団体による差止請求制度及び被害回復制度）
（団体による差止請求制度及び被害回復制度の想定される対象行為・運用）（つづき）

- 差止請求については対象条文を限定する必要はない。むしろこれは限定する理由がないということ。濫訴について御心配なのであれば、それが事実上起こり得ないということは、ここにいる皆様が御存じのこと。この状況下において、義務規定を限定する意味はない。【森構成員・第6回意見】

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点

- 経団連が標榜しているSociety 5.0 for SDGsについては、御異論がないところかと思う。個人の信頼、トラストを前提として、個人データの利活用を妨げないためにどうすべきか、という点は必要不可欠な要件であり、デジタル社会における個人の権利利益の保護並びに利活用に関する俯瞰的な議論を深めることが必須。まず、我が国デジタル経済社会の在り方を見据えて、ホリスティックに全体的な議論を行った上で、現状や課題認識を踏まえ、議論を詰めていくことが必要。示された視点を踏まえた議論を行う場の設定や具体的なタイムライン等、今後の進め方においてどのような位置付けになるのか、ということは読み取れない。この点を早急に明示してもらいたい。また、検討会の取りまとめ報告書がまとめられるのに加え、これから設置される「関係の深いステークホルダーとの透明性・継続性のある議論の場」を踏まえ、課徴金や団体訴訟制度についても導入如何を判断する、という認識でよいか。各々独立した形ではなく、関係の深いステークホルダーと透明性・継続性のある議論の場をきちんと開催し、その結果も踏まえながら、この検討会での報告書に反映されるよう、ぜひ緊密に連携していただきたい。【日本経済団体連合会・第5回意見】
- 視点が提示されたことに関して評価しており、ありがたいと思っている。その上で、基礎的な事項がいずれも個別論点の検討の考え方に影響があるということも感じている。その辺の基礎的な整理の一つの方向性なくして、果たして個別課題の整理とか、制度の見直しが可能なのかというところを懸念している。いろいろなオプションが提示された中で、例えば個人の権利利益の侵害の重大性に応じてというケースもあり得る、もしくはそういうことはできない、萎縮してしまうので不当利益に、みたいなオプションがあったと思う。仮に個人の権利利益の侵害に応じて、といった場合に、多分基礎的な考え方、判断材料として、行為の権利利益、この法律で守るべき共通な考え方に基づいて議論しなければ、多分その判断はつかない、もしくはそれができていないので違う方向性でというのもあるかもしれないが、その他、生体情報とかこども等々の議論をする際にも重要ではないかと思った。並行してお互いの検討の中で擦り合わせをしながら、という説明があったが、時間的制約とかも含めて、その辺のやり方、進め方、そういったものに関しては工夫も必要であり、今日の検討なども何らかの方向性、要は山本構成員のゴールの話もそうだと思う。共通的なゴールを見据える上でも基礎的なところの重要性は感じつつ、それと個別議論の関係性に関しては、まだすっきりしないところがある。【若目田構成員・第5回意見】

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点

- デジタル化、AIの急速な普及をはじめとした技術革新や今後の見通しも踏まえ、事業者団体等からは具体的な検討事項に関する議論に際して、まずは制度の基本的な在り方に立ち返って議論を行うべきであるとの意見も出されたと記載していただいたことはありがたい。IT連盟としては、グローバルな規範との調和をどのように図っていくのかというロードマップを示してもらいたいと考えている。目指すべき規範とか規律の全体像を検討していくことが最優先であって、目先の対応のために貴重なリソースを現段階で費やすべきではないと考えている。今後の検討の一つの端緒として、現行制度の基本的事項に係る再検討に当たっての視点の例が示されたことは望ましいと考えているが、同時に、これは例示に過ぎないと思っており、網羅的に視点が把握できるように様々なステークホルダーからの意見聴取を続けていただきたい。よりよい制度をつくっていくためには必要な時間とコストを費やすことが不可欠であり、制度作成のために投資をきちんとしていただきたい。失われた30年というのは経済界が投資を忘れた30年であったといえると思っているが、産業における投資だけではなく、実は政策とか法制度をつくっていくための投資が十分に行われなかった結果だと思っており、きちんとした時間、あと、有識者を含めた人たちの意見を集約する時間をきちんとしていただきたい。加えていただきたい視点について言うと、最初の会議で自治体の保有する個人情報の保存先のクラウドについて、住民の方々の意見を反映する機会が保障されていないということ話をさせていただき、実はデータ主権という観点からは極めて重要であると考えているという話をした。データ主権、言うまでもなくデータの所有権と管理権がどこの国や団体に帰属するかということだが、このデータ主権のもともとの源泉がどこから来るのかということをちゃんと考えていく必要があり、特に個人情報についてはデータ主権の核の一つだと思っている。個人情報保護法は実はこの点にちゃんと触れておらず、制定当時はその議論をわざとカーブアウトして議論をして、とりあえず保護法の成立までこぎつけた。なので、個人の権利保護と言いながら、この個人情報保護法の名宛人は行政機関が事業者に対して行うことだけで、個人の権利は、実は開示請求とか利用停止とか一部に限られていて、個人の権利との結びつきは、きちんとか観念されていない状態になっている。グローバルな環境を考えた場合、この環境を維持するのがいいのかどうかというのは一旦今ここで見直して、データ主権との関係をきちんとしておく必要がある。もう一つ重要な視点は、守られるべき個人の権利利益の外縁とまとめてあるが、今の個人情報の定義が果たしていいのかどうかというところを根本的には今の時点でもう一度議論しておく必要があると考えている。（次頁に続く）

個人情報保護法のい わゆる3年ごと見直し の検討の充実に向けた 視点

- （前頁からの続き）この出発点がグローバルで一番ずれているので、今の定義の仕方でもいいのだという結論を出すということももちろんあると思うが、一旦ちゃんと整理をしておく必要が現段階ではあると思っており、そこなくしてグローバルな規範とのアライメントを進めていくのは結構難しいと思っており、ここを最初に議論していただきたい。この外縁がずれてしまうと、法執行の対象もずれることになる、拡大されることになるので、まずその点の議論に十分なコストをかけていただきたいと考えている。【日本IT団体連盟・第5回】
- 根本的なところを検討することは非常にいいことだと思っており、まず、こういった提案をしていただいたことに感謝したい。ポイントになるのはデータの流通、データガバナンスを全体としてどう考えるか、その中で、個人情報保護法はどういう位置付けなのかが重要になると思っているので、そこをどのように意見形成していくか強く関心を持っている。特に今、直接的に書かれていないところとしては、データの流通を考えたときに、どういう情報であれば、どういう範囲まで流通していいのかというところをしっかりと検討した上で、そこから例えば第三者提供の必要がない部分が分かってくることあると思うので、そういったデータ流通、今の法律の枠組みの中で考えるだけではなく、そもそもどういった情報であれば、どういうところにであれば、消費者としても事業者としても安心して流通させていいのだろうかというところを考えるのが重要。【新経済連盟・第5回意見】
- 新たなヒアリング、検討会の趣旨としては賛成。ただ、基本的なことを検討しなければ、今ある問題を検討することはできないとか、すべきではないということが考えにあるのであれば、それは反対。デジタル化、グローバル化の中で喫緊に必要なことだと思うので、同時に進めていただかないわけにはいかない。消費者がデジタル化の中で情報をどうやって利用され、かつ自分のほうに還元されるのかということが、きちんと制度として回るようにしていただきたい。【全国消費生活相談員協会・第5回意見】